

(第一類 第五号)

衆議院 大蔵委員会

議録 第十六号

(一四六)

平成九年四月二十二日(火曜日)  
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 稲賀福志郎君

理事 金子 一義君

理事 保岡 興治君

理事 北側 一雄君

理事 池田 元久君

理事 飯島 忠義君

理事 江渡 聰徳君

理事 小林 多門君

理事 砂田 圭佑君

理事 田中 昭一君

理事 中野 正志君

理事 吉川 貴盛君

理事 渡辺 具能君

理事 上田 清司君

理事 北脇 保之君

理事 中川 正春君

理事 西川 知雄君

理事 前田 正君

理事 村井 仁君

理事 田中 甲君

理事 佐々木憲昭君

理事 吉田 公一君

出席政府委員

外務省総合外交

大蔵大臣 三塚 博君

出席国務大臣

大蔵政務次官 川島 裕君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省証券局長 長野 広士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省国際金融  
局長 神原 英資君

国税庁次長 堀田 隆夫君

国税庁課税部長 船橋 晴雄君

通商産業省貿易  
局長 伊佐山建志君

日本銀行總裁 松下 康雄君

大蔵委員会調査  
室長 藤井 保憲君

参考人 (日本銀行總裁) 伊佐山建志君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

参考人 (通商産業省貿易局長) 伊佐山建志君

参考人 (日本銀行總裁) 松下 康雄君

参考人 (大蔵委員会調査室長) 藤井 保憲君

同(瓦力君紹介)(第二二二四号)  
同(中西啓介君紹介)(第二二二五号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

○稲賀委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村井仁君。

○村井委員 外為法の改正も、一九八〇年からといふことでございますから、十七年たつたということです。この間、原則自由、例外規制、こういう言い方をされてやりましたのが昭和五十五年の改正でございますけれども、それから本当に急速に環境が変化しまして、外國為替及び外國貿易管理法という、昭和二十四年以来なじんできた法律の名前から管理という名前が今度は取られるという、ある意味では非常に画期的な法律改正だ、こう思つておきます。私も、昔、この外為法の昭和五十五年の改正に少し関与したことになりますけれども、今まで余り触れられなかつた問題も少しずつ拾いながら、お伺いさせていただきたいと思っております。

ところで、若干落ち穂拾いのような感じになりますけれども、今まで余り触れられなかつた問題も少しずつ拾いながら、お伺いさせていただきたいと思つております。

一つは、東京オフショア市場の問題なんですがあります。

オフショアという観念はどうもなかなか素人に

はわかりにくくて、ちょっと長話になつて申しますがありませんけれども、私自身は、いわゆる金融というものにももちろん自分で仕事の上でかかわったことがございませんし、たまたま行政という切口から見ていたにすぎない人間でございます。

自分の個人的な経験でいえば、外國勤務のとき

に大借金いたしまして、そして、たしか最初はボンド建てで借金いたしましたら、一九七七年でございましたか、あのボンドの大切り下げがございました、本当に助かった。円で給料をいたいでおりますから、これでボンドが切り下げになりますから、これでボンドが切り下げになりますから、こんなハッピーなことはないと思ったのが個人的な経験としてはござります。そういう意味

じゃ、為替は、私はついていると思っているんで

す。それから、外國でカードで買い物をして帰つてしましたら、ちょうど、たしかプラザ合意がなんのか絡みでどんどん円がウナギ登りに上がりまして、結局円建てで払うバリューというのが非常に減つてしまつて、しめた、随分これはついているものだ、こう思ったものでありますけれども、その程度のみみつちい経験しかない人間が言つわけござりますから、余り迫力のある話にならないわけであります。

その為替の中ではやはり一番わかりにくいのは、一つオフショアの話だと思います。主として神

原国際金融局長にお尋ねをさせていただきたいと

思いますが、けれども、オフショア市場といいますと、思っているような節もあるけれども、実際はあれは別勘定、要するに帳簿を別にするか、勘定を

別にするかという形でできているだけのことなんですね、本質的には。

そこで、まず一番初步的なことからお伺いした

いんですが、今度外為法が変りまして、完全に自由になりますね。そうすると、オフショア市場というものを特別に設けておく理由というのは、逆に何もなくなるんじゃないかという気もするわけなんです。

要するに、内外の垣根がきれいに取り払われてしまうと、そこでは、例えば大蔵省が例示したケースでいえば、日本の国内でドルショップもできる、ドルで買い物ができる、ドルが通貨として一応流通するというような状態まで想定しているということであるとすると、そしてまた、いわゆる集中というような、あるいは為銀主義というような、これまで昭和二十四年以来ずっと基本的に保ってきた、あるいはそれ以前の統制時代、もつと古く言えば日本は長年にわたって外貨不足、戦前外貨不足に悩んだわけですから、その時代からずっととられてきた制度にある意味では比利オドを打つということになりますから、オフショアというようなものを特段設けておく必要もないのではないかという気が、ちょっとと素人考えでするんですが、そのあたりからまず教えていただけませんか。

○榎原政府委員

お答えいたします。

先生御指摘のように、オフショアといふのはいわゆる外一外取引ということになりますから、外からの預金あるいは借り入れを、今度は外に貸し出し等で運用するということです。されど、実は、このオフショアマーケット、東京にもございますけれども、為替取引が完全に自由になつてゐるニューヨークにもあるということです。まして、自由になつた後でどうしてオフショアが存在し得るのかという御質問でござりますけれども、オフショアマーケットで例えば外から預金を受け取った場合、通常国内で預金を受け取った場合には日本銀行に準備預金を積まなければならぬわけですが、ますけれども、日本銀行に対する準備預金を積むことがオフショアマーケットでは免除されている、こういうことがあります。それから源泉についても免除されているということを

でございまして、そういう金融上、税法上の優遇措置がある、国内の預金にはない優遇措置がある、逆に何もなくなるんじゃないかという気もするわけなんです。

こういうことでございまして、オフショアマーケットは為替が完全に自由になつた状況でも存在する理由があるということをございます。

○村井委員

そうすると、国内金融のその一つのコントロールの手段である日銀との取引関係、それから税の問題。税というのは、私はある意味では、規制をどんどん緩和していくても最後に残る規制であらざるを得ない、そういう性格を基本に持つておられますけれども、利子について源泉課税を行う、それが関連でそれが免除される、そういう特典があるからオフショアといふものはそれとして残すんだ、こういうお話を、それはそれでよくわかります。

そこで、今度の法改正で、非居住者の発行する証券というのが東京オフショアマーケットの対象に加わりますね。そういう改正案になつていて、これはどうして証券だけ限定してやつたんですか。それを説明してください。

○榎原政府委員

お答えいたします。

従来のオフショアマーケットでは、当然、海外に対する貸し出しあるは海外に対する預金といふものができますことになつておるわけでございまして、今は、それに加えて証券形態で運用することも可能にしたということです。

前回、証券形態で運用することについて若干規制を設けたのは、恐らく際際問題その他の関連だと思いますけれども、今回は、抜本的な外為法の自由化をする中で、運用については預金形態、貸し出し形態あるいは証券形態、いずれでもいいと申しますけれども、今は、それが可能になりました。そこで、どうして証券だけ限定してやつたんですか。それは説明してください。

○村井委員

お答えいたしました。

従来のオフショアマーケットでは、当然、海外に対する貸し出しあるは海外に対する預金といふものができますことになつておるわけでございまして、今は、それに加えて証券形態で運用することができるこの世界では、当然もつともっと新しい金融商品や何かをつくるという世界を想定しておられるわけでしょう。あるいは、そういうものを期待しておられるわけでしょう。そのときに、今までの普通の金を預金受け入れをしていわゆる外一外の貸し付けを行うという形態と、それからさらに証券という形態を加えるというような限定的なやり方ではなくて、何でもやつていいですよという形態にどういうわけでオフショアの世界はでききらないですかということを私は伺いたいんですよ。

○榎原政府委員

御趣旨がわからぬわけではございませんけれども、これはアメリカのインターナシヨナル・バンキング・ファシリティ、IBFの規定と全く同じ規定に今回したということでございまして、私どものオフショアの規制が外国に比べて厳しいものであるというような認識は私ども持っております。

○村井委員

いや、厳しいとか厳しくないとか言つてゐるんじやなくて、そうではなくて、オフショアマーケットで扱える商品というものを何で限定的に並べていかなきやならないのかということを

お答えいたします。  
いわゆるオフバランスのものは別でございますけれども、オンバランスのものについては、預金、貸し出し、証券でこれは金融取引をほぼ網羅しているわけでございまして、アメリカのオフショアでも同じような形で運用するということになつております。

○榎原政府委員

お答えいたします。  
かかるに外へ入ってきたものが中に使われているとほば網羅しているというのは一つの実態認識としてわかるけれども、金融の世界といふのは思いもかけないようないろいろな新しい商品の新規開発というのがあるわけでしょう。デリバティブなんうものは、十年といったらあれかもしれないが、十数年前には恐らくだれも考えなかつたようなものがどんどん出てくる。そして恐らく、為替の自由化を、今度外為法の大改正をやることによって、いわゆる日本版ビッグバンとかなんとか言われるこの世界では、当然もつともっと新しい金融商品や何かをつくるという世界を想定しておられるわけでしょう。あるいは、そういうものを期待しておられるわけでしょう。そのときに、今までの普通の金を預金受け入れをしていわゆる外一外の貸し付けを行うという形態と、それからさらに証券という形態を加えるというような限定的なやり方ではなくて、何でもやつていいですよという形態にどういうわけでオフショアの世界はでききらないですかということを私は伺いたいんですよ。

○村井委員

どうもよくわからない。

要するに私の言いたいのは、一番最初にも確認したように、オフショアマーケットというのは帳簿を別にするというか別勘定にするということなんでしょう。だから、別勘定にするということは、そのところは境がきちんとできているはずであります。できている上に、なぜ普通の預金はよろしい、それに加えて証券もよろしいというふうに限られた範囲で運用するわけですね。

○村井委員

お答えいたしました。  
これは、日銀に対する準備を免除するとか、あるいは利子に対する源泉課税を免除するとかいうことでござりますから、外一外取引であるとかいうことを確認しなければならないわけでございまして、外から入ってきたものが中に使われていると、外一外の取引を確認するためにオンバランスではこういう取引、つまり、先ほど申し上げましたように、大体オンバランスの金融商品というのは証券形態と貸し付けの形態をいろいろ組み合わせてつくるものでござりますから、基本的にはオンバランスの金融商品はすべてこれでカバーできることでござります。

○榎原政府委員

お答えいたします。  
これは、外から入ってきたものが中に使われているわけでございまして、アメリカのオフショアでも同じような形で運用するということになつております。  
すか。

ここで弁別できるはずじやありませんか。何も商品でそこを切る必要はないじやないか、そういうことです。

○鈴原政府委員

なかなか難しい御質問でござりますけれども、恐らく、例えれば外一外でデリバティブをやるというようなことでありますれば、オフショア勘定を使うというわけでございます。オフショア勘定を使つて、それで証券とは、日銀の準備預金のようなものを免除してもうためにやるわけでございますから、そういう意味で、ニューヨークの例を引かせていただきましたけれども、証券預金貸し付けというふうに列挙されれば、それで金融機関等の不便はないものというふうに私ども理解しております。

私どもの理解が足りないところがありますね。教えていただきたいと思いますけれども、これで、具体的に金融機関が困るというような状況は現出しないというふうに私どもは考えております。

○村井委員　冒頭申し上げたように、私もわかつていて質問しているわけじやないのです。わからぬからお尋ねしているんですから、そこはひとつ御理解いただきたいのです。

外一外の話ならオフショアを使わなくてもできる、外一外のデリバティブなんかオフショアを使わなくともできる、それはそのとおりかもしれません、しかし、要するにできるだけ東京マーケットを使つてもいいわけでしょう、私たちの問題意識としては、東京マーケットの使い勝手をよくするということに、この外為法の改正の大きなねらいがあるわけでしょう。そうであれば、できるだけ使つてもらうように、例えは東京オフショアマーケットというものをつとめと生かしてもらつようを持つべきなんだろう。そこで商品を限定的に列挙しているということに、何か本当にそれでいいのかなという気が私はするわけです。

そこで、やはりちょっと気になるのが、例えは税法の改正に関連して、オフショアについての対応もたしか何か触れてあつたですよね、ことしの

税制改正で、主税局長、たしか何か触れてあったと思うのですが、私がちょっと伺いたいのは、ありますけれども、恐らく、例えれば外一外でデリバティブをやるというようなことでありますれば、オフショア勘定を使つて、それで証券とは、日銀の準備預金のようなものを免除してもうためにやるわけでございますから、そういう意味で、ニューヨークの例を引かせていただきましたけれども、証券預金貸し付けというふうに列挙されれば、それで金融機関等の不便はないものというふうに私ども理解しております。

○鈴原政府委員　委員御承知のとおり、現在の租特の七条でいわゆるオフショアの規定がござります。今回の外為法の改正との関係では、これについては改正はしておりません。

政府の行動について関与するというのは、一般的に当たり前のことだと思うのですね。つまり、政令で委任してあっても、それが不適当だというふうに国会が判断したら、そうしたら政府の行動に 対して例えば不信任案を出すとか、いろいろな形でチェックすることが可能なんだろうと思うのですね。

下これを遵守しながらまいる。これがかけしからぬ  
ということであれば、委員會われますとおり、本  
件についての訂正決議を出すなり、時に内閣不信任  
任案をもつてこれに当たる。こういうことの仕組  
みであろうと思つております。

では、かなりいろいろな意味で相互に調整をしておくという作業が前提として必要なのではないかなと思うのであります。

いただきたいのは、投資の問題で日本にとりまして非常に重要なのは、何といっても、例えば東南アジア諸国の経済発展というのは私どもにとっても非常に大きな関心事。そして、東南アジア諸国の場合には、多く投資を受け入れて、そしてそれに

それで、今度の民主党の案のようは、このようないかが、こんな問題につきまして、一々略しておきます。なケースについて、その国会の事後承認を求める、必要とするというような条件をつけますと、そうすると、こういうふうに法律上明記したときしか、国会は政府の責任を問えないというようなことになる可能性もあるように思うのですね。つまり、わざわざ書くことによって国会がみずから自分の権能を縛るということになるのではないか、こん

な有事禁制というような本当に緊急に処理をしなければならない、しかも、今までの私どもの経験からいいましても、多くの場合、国連決議なりなんなりがあつたり、外形標準からして非常に明確なケースが多いわけでありますから、というよ

り、それがほとんどでありまして、そういうときでなければ、送金規制などという大変なことが起るはずがない。こんな問題につきまして、一々略してお

○井原政府委員 お答えいたします。  
今御指摘のように、OECDにおきましては、  
御指摘のとおりでございまして、途上国等に対

な感じもするのです。これは法理論の問題ではなくて印象の問題ですが、大臣、どんなふうにお感じになりますか。

○三塚國務大臣　我が國は議院内閣制という政治形態、与党と連帯をして責任を負うということが、政治運営の根幹であります。同時に、行政は信任を得たことから、公約に基づき、また、世の中の、国際情勢の動きの中で国益のためにやることはやつていかなければならぬ、こういうことがありますので、その都度新法を出す場合もありますし、法律改正を提案して、国会において十分な御審議をいたぐ。物によつては、政令はどうなるのかという御質疑も両院において行われるわけでございますから、その中で最終的に多數をもつて決定をされますと、法律は成立をいたし

会に報告をするというような、まして了承をとるというようなおかしな制度は、これは私は絶対につくるべきではないし、それは日本のシステム全体を壊すことになるのではないか、不適当であろうという意見を私の方からも申し述べておきたいと思います。

統いて一つ、今度の外為法の改正をずっと眺めておりまして、そして、いろいろな御論議を伺つておりますが、非常によく言われるのがグローバルスタンダードという言葉であります。こういうことを非常に言われる。広い意味での外国投資が一般化していくますと、相互に、先進国間でどうしても共通の方式というようなものが求められしていくことになるのではないかと思うわけであります。

私は、そういう意味で、日本というのは残念ながらまだ、確かに東南アジア諸国がどんどん成長しつつあって我々と共に進歩してはいるけれども、しかし、EUの諸国のような均質性というのになかなか確保しがたい、そういう点で問題があることは事実だと思います。少なくとも金というのは、何も地理的な、地縁の問題だけではなくて、まさに瞬時に世界を飛び交うわけでありまして、そういう意味で、OECDくらいの場

私どもいたしましては、投資の自由化に資するMAIの意義は大きく、その成果を極めて重視しておりますところございまして、できる限り早くこの協定を成立させたいというふうに考えております。

○村井委員 交渉中の話について内容に及んでメントを求めるというのは、ちょっとお立場上御迷惑なかもしけないけれども、あえて聞かせて

ところが、アメリカの議会が、これはアメリカ輸銀にとつて余りにも過剰な負担になるというので、かの輸出信用アレンジメントというものを國際的に強要して、そしてOECD諸国全部巻き込んで、いわば国際カルテルをつくつて抑えてしまつた、こういう事例があるわけです。ある意味では、先進国の都合で、その発展途上国にとって大変メリットのあるグローバルな成長

システムと、そういうものが毀損される可能性もある。そのときに日本の立場というのは、やはり発展途上国の立場をできるだけ代弁してやる、そういう立場じゃないか、こんなふうに私は思っている人間でありますし、そういう意味で、ぜひいろいろな意味で目配りをお願いしたいと思います。これは希望です。

次にもう一つ国金局長についてながら伺ひさせていただくと、いわゆる為銀主義というものの捨ててる。いわゆる外貨集中というのがいつ捨てられたのか、私どうも不勉強で余りその辺よく勉

強していいものですから。ひとつとしたら、いわゆる外貨集中というのも今度捨てることになるのがよくわかりませんが、いわゆる為銀主義を捨てる結果、国際收支統計とかあるいは通貨別統計、対外証券投資統計、オフショア統計、市場統計、こういったものについての信頼性はどうしても欠けることになってくるのではないかとうかといふ懸念を、私自身、正直言つて持つのです。

というのは、私どももいろいろ世界経済についての議論をしていますときに、アメリカの統計の信頼性というようななことにつきまして、しばしば学者の間であるいは経済評論家の間で論議があることを聞きます。その理由というのは、やはりアメリカの自由化が非常に進んだ結果、統計資料が必ずしも適切にとれていないといふ問題があるやうに聞くわけですが、このあたり、榎原局長、どんなふうに将来お見通しになられるか、自由化後の世界につきましてお話を伺いたいと思いま

御指摘のよう、今回の改正でいわゆる為銀制度というものは廃止されるわけでござります。いわゆる為銀の報告義務というもののも廃止されるわけでございますけれども、改正法案では新たに報告に関する章を設けて、銀行等を含めた取引当事者一般についての報告義務を課すわけでございます。

なりますけれども、銀行がなくなるわけではございませんので、銀行に対しての報告義務といふのは残るわけでございます。当然、銀行を通じて取引をする場合には、その取引の当事者、銀行でない当事者についての報告義務が免除されるというところでござりますので、銀行の報告義務については、できるだけその実効性を確保しつつ、その負担は軽減しようというふうに思っておりますけれども、報告義務自体がなくなるということではないわけでございます。

それからまた、最終的な報告の実効性の担保といふものにつきましては、報告を法律上の義務といたしておりますし、それは今度の改正でも変わらないわけでございます。それで、報告をせずあるいは虚偽の報告をした者に対する六ヵ月以下の懲役または二十万円以下の罰金刑に処すということになつておりますし、私どもは報告の実効性の担保は十分とれているというふうに考えております。

○村井委員 経済界いろいろ話していますと、ともかく日本の官庁の求める統計基礎資料の量の多さ、これは評判悪いのですよ。ともかくあの報告を少し減らしてもらうだけで自分たちの経営というものは随分楽になるという話をしそつちゅう聞きますよ。経団連でも同友会でも、どこでもそういう声が上がっている。特に中小企業のレベルになると、この声は切実なものがありますよ。

私は、今度の改正によりまして報告徴収というのが非常に重い比重を持つだけに、また、今申し上げたようなそういうった資料をきちんと整えるということになるわけでありますけれども、これはひとつ大いに工夫をして、本当に必要なくべからざるものだけに厳選してやつていただく、こういうことをお願いしたい。これは特に強く注文をつけておきたいと思います。

それからもう一つ、税の関係ですが、今度、外国

における投資や預金に係る収益に課税する方法として、資料情報制度の整備ということを主税局長がたび重ねてこの委員会の場で御説明になつております。されば、強調しておられます。これにつきまして、まことに簡単に概略御説明いただけますか。

○薄井政府委員 資料情報制度について今検討しておりますが、その要旨を簡単に申し上げますと、郵便局も含みます銀行等の金融機関から税務当局に対しまして、一定金額以上の海外送金あるいは入金につきまして、送金人の住所、氏名等、あるいは相手先の所在国、住所、氏名等、それから送金額、日付、送金の原因等を報告してもらつ。また、この報告が実効性あるものとなるように、例えはその報告義務違反等についての罰則規定を設けること、それから本人確認等あるいは告知の義務をつける、そういうことでございまして、ただ委員御指摘のように、これが非常に煩わしくなり過ぎるということでは問題がありますので、一定金額以上のものにしたいと思っております。

また、為替が自由化しているアメリカにおける制度も参考にしまして、少なくともそれ以下の報告の程度にしたいと思っております。

○村井委員 その場合、銀行それから郵便局など、要するに通常に送金の窓口となる部分だけ押さえてしまえば、大体のことは足りるというふうには思えるわけですがれども、一方で、例えば両替商とかなんとかというのもなくなる、外国為替公認銀行というのもなくなる、いろいろな意味で自由になるわけですね。そういう世界で、例えばの話ですが、あるコンビニなりが私のところはそういう仕事をしますよということになりますと、そういうところにもそういう報告をしろ、こういう話になつてくるのでしょうか。そのあたりがなかなか、どういう業態か業態のイメージがひとつはつきりしないのですからわかりにくい。ちょっと教えてください。

○薄井政府委員 私ども、外為法の改正後も送金業務は銀行等に限られる、送金等の業務につきましては銀行法等により銀行等が独占する、した

○村井委員 そうすると、これはまた国金局長かあるいは銀行局長に戻るのかもしれないが、外為法が改正された後でも、送金の窓口になる、チャネルになるものはいわゆる銀行等ということになると。○神原政府委員 委員御指摘のとおり、送金というのは銀行に限られるということでござります。ですから、お金を動かす方法は、銀行を通じて送金をするか、あるいは現金を持ち出す、その二つになります。現金の持ち出しにつきましては、支払い手段の持ち出しにつきましては、事前届け出制ということで外為法では規定しております。○村井委員 そうすると、結局銀行等を経由するかキヤンシュでいくかということになれば、キヤンシュでいく世界になれば税関で波打ち際でチェックする、こういう手段になる。それで、アメリカは一万ドルでしたか、こういう金額でやっていますが、大体それに見合う金額で押さええて、その程度のものを持ち込むあるいは持ち出すというときに申告を求める、そして申告していなくて持つていつたら、これらを、こういう仕組みですな。わかりました。結構です。

私は、このあたりの周知徹底を図ることは非常に大切だと思いますし、それからマネーロンダリングとかいろいろな問題があるということもよく理解しますので、ぜひきちんととした制度整備をしていただきたい、お願いをしておきたいと思います。

もう一つ、これは直接外為法と関係ないのでありますけれども、ちょっと銀行局長にお伺いしたいのですが、せんだつ銀行局長がどなたへのお答えだったか、日債銀の処理につきまして、あれは奉加帳方式じゃないかという質問がありまして、私の疑問は、何で普通の預金じゃなくて金融債を出している日債銀をあのように形で救済しな

ければならないかという問題意識がまずあるわけですが、これは後でお伺いするとして、それに対しましてたしか銀行局長がお答えになつた中で、まず株主に負担を求めておりますということをおっしゃつた。それからもう一つ、興長銀といふ同じように金融債を出しているところに、それは同じよう影響を受ける可能性があるから負担を求めるようにした、このようにおっしゃつた。それから、生損保等劣後ローンを引き受けているところに負担を求めるようにしているとおっしゃつた。

別にのべつ幕なしに奉加帳しているわけじゃない。のべつ幕なしに資金供与を依頼しているわけではないから、増資を依頼しているわけではないから奉加帳方式ではない、こんなような趣旨の答弁をされたよう私は記憶しております。

そこで、お尋ねしたいのは、株主は、それは確かにそうかもしれないが、明らかに、例えば日債銀の金融債は相当の期間にわたりましてプレミアムが非常に高くなってきた、こういうことで価格が落ちてきたという現象があるわけですね。明らかに興長銀と違うわけでありますと、それを同じ金融債を出しているからといって影響を受けるという判断をされるのは、ちょっと行き過ぎなのではないだろうかという感じが私はするのですけれども、その辺、もうちょっと御説明いただけませんでしょうか。

のたのではないかと私は思いますが、しかし、こういった日債銀の問題が非常に長く続く、あるいは万が一のことが起きるということになりました場合には、それは、長期的に見た場合には金融債に対する信認にかなり響くのではないかとうふうに思うわけでございます。

○村井委員 私は、どうもそこのところが納得がいかないのです。

そこで、もう一つ、同じように金融債を出していいる農中、商中、それから東京三菱銀行も東京銀銀行のいわば権利を継承して金融債を出せるわけですね。こういったところはどういう扱いになつてゐるのですか。

○山口政府委員 今回日債銀が増資をお願いしておりますのは、興銀、長銀、それから東京三菱でござります。あと、農中、商中、金信連に対しては增资の御要請をしていないというふうに聞いておりますが、これはそれぞれいろいろな事情も総合的にありまして、ノンバンクの処理に当たつていろいろ影響があつて、そこにお願いするのはやや行き過ぎだというようないろいろ個々の事情がありまして、ある意味では、興銀、長銀、東京三菱の場合は、私が先ほど申し上げたような考えに合つたのではないかといふうに思つわけでございま

す。

○村井委員 細かいことばかり聞いて申しわけないけれども、その場合の東京三菱というのは、株主としての東京三菱ですが、それとも金融債を行っている金融機関としての東京三菱でしょうか。

○山口政府委員 それは、東京三菱銀行の場合は両面ございます。両面でお願いをしているということでございます。

決済機能、金融仲介機能というようなものを傷つけるというおそれがある、そして日本の金融システム全体に非常に大きな影響を及ぼすおそれがあるということはよくわかります。ですから、それについては預金保険機構なども動員してしっかりとした体制で救済をしていくということは、これは預金者の利益につながる、十分説明できると思います。

問題は、金融債、これは私は普通の預金とはちょっとと違うと思うのですね。金融債を専ら出している日債銀につきまして特段の救済手段をとらなければならぬ理由というのは、なかなか理解しにくい問題だと私自身感じるのでございますけれども、そのあたり、どうして日債銀を救わなければならないのか。やり方としては増資といければいけないのか。やり方としては増資といつても、ここにはさつき申し上げたように、わざ奉加帳方式で、本来健全な体质の金融機関の力を潜在的には弱めて、そして例えばムーディーズなども含めて格付機関の格が一つまた落ちるというような原因もこしらえるわけですね。私は、日本の金融機関というものに対する世界的な信認という観点から余り望ましいことはない、こんなふうに思つも余り望ましいことではない、こんなふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○山口政府委員 今委員のおっしゃった点は、預金者の保護の観点、あるいはそれに類似した金融債を購入した人の立場という切り口からの御指摘だと思います。確かに、そういう切り口からは、そういった御指摘は当然あろうかと思ひます。

しかし、もう一つの金融システムの安定あるいは信用秩序の安定ということから見ると、例えば日債銀の場合におきましても、海外との間で大きなデリバティブ取引等をやっているわけでござります。また海外からいろいろな融資を受けています。ドルの融資を受けているとか、いろいろなことがあります。したがって、そういった取引が非常に複雑に絡み合っておりまして、また大口の定期なりCDなりを出して、買ってもらったりして

そういった取引がありますので、もし万一のことが日債銀に起きた場合にどういうことが起きたら、これは正確にはわかりません。しかしそ予想するに、日本の大丈夫だと言われていた二十分においてそういうことが起きるということは、これはまだ長い間にわたって続くであろうと考えられます。それだけではなくて、そのクレジットの枠というものをかなり絞られてくる。そういうふた日本の銀行に対する不信というものが根強く残ってしまうであろうということで、国際的な意味でも日本の金融機関が非常に窮地に立つおそれがある。

そういう保証をするというわけにいきませんが、それと同時に、日本から海外に対してもういう金融不安を及ぼしたということになってしまいます。例えばベアリング社の倒産の問題とかB

CC-Iの問題とか、海外の銀行あるいは証券会社で起きた、そういう大きな損失の話がありました。

倒産の話がありました。そのとき我が国の金融機関は大変に困惑したわけでございます。そういう

ことか、今度は逆に日本から発信された金融不安ということになりかねないというふうに考えたわけでございます。

もちろん、日債銀そのものが厳しい自助努力をやつていたら、それが大前提でございます。

が、それに加えまして、こういった金融システムを国際的な意味でもせひ守る必要があるというこ

とで、今回、私どもとしてもあらゆる限りの支援をさせていただいたということでございます。

○村井委員 時間がなくなりましたのであります

が、どうも金融機関がどういうときに処分されていなかったら、そのところはなかなか難しい問題でありますして、今銀行局長お話しのように、日本の金

融システム全体についてあるいは日本経済全体について、非常にはかり知れない影響があるかもし

れないということは、そのとおりだろうと思いま

すし、上位二十行の中にランクされる銀行の中に

そういう意味ではまたフェアではないということは、これはある意味ではまたフェアではないということともなるわけでありまして、一体どういうときにもなるわけですが、実は、外為法これだけ六法といいのはつぶせないと、手の話になりますと、本当に銀行というのはつぶすことができるのだろうか、これは私たちいわゆるモラルハザードの問題も含めて真剣に取り組まなきやならない大きな課題だと思うのです。そして、特にこれは金融債という、ある意味では信用秩序を考える上でボーダーラインの商品をめぐって起きただけに、まだちょっと中途半端でありますけれども、またいざれ改めて機会を得てお話を伺うことになります。そこで、だんだん話はややこしくなるのですが、まず簡単な方からやります。大臣、スクエアト

リップということを御存じですか。別に御存じな

りでも、弁護士はもうこれに悩まされ続けてきました

のですね。それで、かご抜けというのがスクエアトリップの日本語版なんですけれども、これを

あります。

まだちょっと中途半端でありますけれども、またいざれ改めて機会を得てお話を伺うことになります。

○金子(一)委員長代理 以上で村井仁君の質疑は終了いたしました。

次に、西川知雄君。

○西川(知)委員 西川知雄でございます。

私は、実はずっと国際関係の、特に金融関係の弁護士を二十年ばかりやっておりまして、今度の

外為法の改正等についても、前の仕事の面を通じて、やつとだんだんはつきりしてきました。実はこ

ういうふうに思つてゐるわけです。

弁護士の先生が非常に大きなマクロ的な

今まで各委員の先生が非常に大きなマクロ的な

面からいろいろな御質問をされたとは思うのです

が、私は、外為法とか新しい商品を開発するとき

にいろいろな国税の対応とか、そういうことに非

常に悩まされてきた、外国の金融機関の代理人と

かそういうこともたくさんやつてしまいりました

ので、そういう実態を経験した者としていろいろ

なもう少し具体的な御質問をさせていただきたい

といふう思います。

三塚大蔵大臣も、実態が実はこういうことなん

だということをぜひ頭に入れておいていただき

ます。

で、よろしく大蔵省を指導していただきたい、こ

ういうふうに思つております。

そこで、だんだん話はややこしくなるのですが、

まず簡単な方からやります。大臣、スクエアト

リップということを御存じですか。別に御存じな

りでも、弁護士はもうこれに悩まされ続けてきました

のですね。それで、かご抜けというのがスクエア

トリップの日本語版なんですけれども、これを

あります。

例えば日本の銀行が海外にローンをしたい、金

融をしたいというときに、銀行はその国に對して

いつたときに、銀行系のリース会社を使うわけ

ですね。ところが、銀行系のリース会社というのは、

単なる普通の会社と変わりませんから、非居住者

に対しローンをすることができないんですね。

外為法上は一応資本取引として事前届け出をすればできるというような形にはなつてゐるのです

が、実際はできないのです。届け出を受理しな

いのですね。ですから、これは実際問題としては

ローンができるないというのが現状なんですね。

そうすると、どういうふうにしたらいいかとい

いますと、リース会社が海外にSPCというの

を御存じですか。それで、さらに割賦販売代金の担

保として、リース会社も担保が必要ですから、そ

の非居住者からSPCに対するローン、これを担

保にとるんですよ。大臣に直接質問しますからね。

保として、リース会社も担保が必要ですから、そ

の非居住者からSPCに対するローン、これを担

保にとるんですよ。大臣に直接質問しますからね。

よく聞いていてくださいね。それで、非居住者が

SPCにお金を返せなければ、SPCは割賦販売代金を返さなくともいい、こういう構図にする

のですよ。こうすると、大臣、外為法の届け出とか許

可とかいろいろなややこしい、また本来はできな

いものが実はできるといふうになつてゐるんで

す。

ですから、これをスクエアトリップとかご抜

けとかいつて、これは随分やつてゐるんですよ。

こういうことは今まで、外為法はこれだけあつて、

だれが見てもわからなかつたんです。それをこういうふうに考える人がいて、実は私も考えた一人なんですかけれども、外為法は基本的に形式主義でしから形式を取つ払えれば、それで実体をとればいいわけですから、こういう形で日本の銀行は、本来枠がいっぱいであつた非居住者に対する対して、リース会社を通じて、外為法を抜けて、そのローンを、当初の目的を果たしていなんですよ。

私は何が言いたいかというと、要するに皆さんよくわかつていただきたいのは、今度の外為法の改正というのは、もう今までがちがちであったものがばあつと取れて、こんなすばらしい改正ではない、こういうふうに思つていらっしゃる方がほとんどではないかと思うんですが、大きな幾つかの部分については、実はもう実態は動いて、今言つたようなかご抜けのような取引において解消されいるんですね。だから、委員の皆さんにも御説明をして、譲り書きにも残しておきたいことは、要するに実態というものはもつともつと進んでいますんだ、だから大臣、これで大いなる決断がされたといふうに思われるのはちょっと早いということを申し上げたいんです。

ただ一つだけの例かと言われますとあれなんで、もう一個だけ申し上げたいと思うんです。なぜ申し上げるかというと、こうやって実態を実際に経験してきた、そしてそれを議論の場にのせるというのは、やはり海外の金融機関も一番関心を持つていることなので、次はもう少し易しいですから、それあと一件で実例は終わりますから、ちょっと聞いてください。

まず、それより、最初のものは、大臣、おわかりいただいたでしようか。最初の実態のところ、実際は形式主義であつて、かご抜けで実態は居住者から非居住者に対するローンというのができるいる。これはちょっとわかつたかどうかだけ、私も十分ぐらいしゃべっていますので、お答え願いたいと思います。

○三塚國務大臣 世に驚きという言葉がありますが、えらいことをやるもんだなど、こう実は聞き

ながらおりました。生き馬の目を抜くというのが市場だと死んだおやじから聞かされておりましたのが、死んだ馬が生き返る話でございまして、びつを、当初の目的を果たしていなんですよ。

○西川(知)委員

それでもう一つは、例えば、今

は日本は市場が活発じやないので、余っているお金は日本には投資されないんですね。そうするとどういうことが起こるかというと、アメリカなら有権だけを持っている会社の株とかそういうファンデーションをつくって、そこに日本から投資をするとか、アレンジャーなどを作つくるんですね。それとかパートナーシップをつくるんです。それで、そのパートナーシップが、例えば知的所

産で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ

うになつてきたんです。そこを知つていてるのが弁護士で、それで企業にアドバイスをするわけです。でも、いざれにしましても、今のやり方はそうだとうなづけました。最近はだんだんおろすよろさなかつたんですよ。最近はだんだんおろすよ



外國のインベストメントバンクから情報を集めて、これを貰いませんかと言われてそれに投資をする、こういうケースなのです。半分ぐらい失敗いやないかというふうに考えられる例もあるのです。

その具体例、ちょっとだけ抽象的に挙げますと、例えばアメリカでも日本でも会社更生それから破産というのがござりますね。会社更生になると、これは裁判所が監督して、破産管財人が代表取締役のかわりになつて、裁判所の監督のもとに会社を立て直すということなので、いろいろなむだを省いて、会社としてはさらにも成長していくかもしれない。こういうことで、これはアメリカの方ではチャプターワイレブンというのですけれども、チャプターワイレブンの会社があるのですね。それで、そういう会社の株ばかり集めて、これに投資をしましよう、これは絶対安全ですよ、たつて裁判所がいるのですからと言つて、日本のリース会社等はそれに投資をして、そして後ろの投資家も集めるのですよ。

そうしたら、これはチャプターワイレブンというのは破産手続に移るのですけれども、そのほとんどはの会社の、だから十社あつたら八社ぐらいが破産してしまつたのです。破産してしまいますと、その会社の価値というのはもうゼロになりますから、結局、日本の投資家は、これはもうどうしようもない。

そこで、そこの中継ぎをした証券会社が、例えば外國のインベストメントバンクに文句を言いく行く。どうしてくれのだ、大丈夫だと言つたじやないかと言つても、それは大丈夫であるとは思つとは言つたけれども、実際は、そういうリスクもあるということはあなたたちも知つていたはずだ、こういうふうにやられるのですね。それで、こういう目論見書みたいなものが英語で書いてあるのですよ、英語で。弁護士意見書と

か公認会計士の意見書とか、これは全部英語で書いたのであるのです。日本の弁護士とか日本の公認会計士も英語で意見書を書くのですね。それがくつついでいるのです。だから大丈夫だと大体思うのですけれども、さあと読むと最後に確かに、これは我々の意見では、インベストメントバンクの意見では、この取引は私たちが目論見書に書いたようなリスクはあるけれども安全だとは思つただし、あなたが実際に投資するときには、あなたの弁護士、あなたの公認会計士、あなたの税理士に相談した上で投資してくださいというふうに英語で書いてあるのですよ。

そうすると、国際関係をきちっとやっているリース会社の人でもこんなものを、担当者は読むでしょう。後ろにいる人たちはもう全く読んでいないのです。そして、何々投資会社がこうだと言うからちゃんと投資しましょとか、そういうレベルでやつてゐるのです。これが実は日本の国際金融、金融マーケットの実情なんですよ。

それで、これからビッグバンということで、基本的に自由競争だ、大競争時代に入るといいますけれども、これはスタートが同じじやないと、もう本当に強い者が勝つて弱い者は負けるといふことになるのですね。具体的に言えば、銀行が勝つてほかは負けるというのが、私は現実性をかなり帶びているのじやないかと思うのです。

ですから、今までの議論というのは、一般消費者というのはマーケットについて余り知らないから、ですからその人たちはそういう投資に失敗したときでも守りましよう、こういう話で、変額保険でも横浜とかそういうところで判例が出ていますがれども、みんなそっちの方向で考へてゐるのですね。世界の潮流の中から見ると、日本のいろいろな小さな金融機関とかノンバンクというのは、これは大蔵省の方は御存じだと思うのですけれども、そんな今言つたようなレベルのところがたくさんあるのですよ。

くイコールフットティングの場にしておかないと、絶対これは外国のマーチャントバンクなんかが入ってきて、そしてそういう商品を売る、それをリスクを十分に分析てきて、ちゃんと対応できるといふところは限られてくると思うのですね。私は、こういうふうにイコールフットティングを可能にさせるような土壤を早くつくっておかないと、とんでもないことと思うのです。

この点について、具体的に今からどんなことをするか大臣にお答え願いたいのです。

○柳原政府委員 お答えいたします。

委員御指摘のように、自由化された市場、規制の緩和された市場では、リスクを評価するということが最も重要な仕事になるわけでございます。また、リスクを評価するプロフェッショナルが欧米に比べて日本の金融機関に比較的少ないと、御指摘も、事実に近いのではないかというふうに思っております。

ただ、イコールフットティングにならなければ自由化はないのだ、そういうスタンスは我々は持てないわけでございます。自由化をすることによってむしろイコールフットティングになる基盤ができる、そういうふうに考えておられるわけでございまして、当然のことながら競争の中で日本の金融機関も鍛えられていくのだ、そういうふうに理解しております。

○西川(知)委員 そうすると局長、こういうことです。今はイコールフットティングにするような対策というのは具体的には考えておられない、こういうふうに理解してよろしいですね。

○柳原政府委員 お答えいたします。

私も行政として、投資家を保護するあるいは預金者を保護する、これは行政の仕事だというふうに思っております。ですから、例えばイギリスでビッグバンが行われた後に金融サービス法といふようなものができた、そういうことについては私も十分勉強をしていくということではございましたけれども、プロであるべき企業のプロフェッショナリズムに若干の格差がある、それについて

行政が特別の手を打つといふようなことは、いに言えば考えられないことではないか、これはやはり市場に任せることのほうが今後の行政のあり方だというふうに考えております。

○西川(知)委員 おっしゃることもわからないではないのです。それが本当にプロ同士であれば私はそのとおりだと思うのですが、実は本当はプロと半分アマチュアぐらいの人が戦っているというのが事実であるということはおわかりのことと思います。

それと一つだけ指摘しておきたいことは、今、上場企業が一部、二部、店頭と入れて約三千ぐらいいがあるのでしょうけれども、その経理部長とか財務担当部長、これの約三分の一はほとんど銀行から出向なり銀行を退職してそこに再就職するなり、そういう形で極めて強い銀行支配に今の日本の企業はなつているのですね。しかも、株の持ち合いというのは、これはいろいろと指摘されてきておりますが、この株の持ち合いというのが日本の独特な制度としてまだ強く存在しているのですね。

イギリス型ピッグバンをまねるといいますけれども、イギリスのピッグバンというのは主に証券のピッグバン、要するに規制緩和だったわけです。今度はみんな一緒にピッグバンをやろう。こういうときにピッグバンをやってしまいますと、イギリスのように開かれたマーケットに本當になるのだろうか、むしろドイツとかフランスのよう小さなマーケットとして発展しないでそのままに残るのじやないか、こういう危惧を私は持っているのです。

それについては御反論もあるでしょうけれども、それは私の意見として述べるにとどめて、もっと重要なことをここでお話をして質問したいになつて自由競争時代に入るということなのです。

今、本当に、ピッグバンといって、外為法を改正しました、これから銀行と証券と保険の垣根もだんだん開放していくましよう、こういうような話になつて自由競争時代に入るということなのです。

けれども、実は日本が一番おくれているのは、これは主税局長にお答え願うのが適当なのか、大臣にお答え願うのが適当なのかわかりませんが、税の面なのですね。

これは私、たしか予算委員会が税制特別委員会でもちょっと御質問をしたと思うのですけれども、実は、新しい商品、金融商品が来るのですが、ほとんどこれを開発するのは日本の銀行じゃないのです。外国のマーチャントバンク、インベストメントバンクがそれを開発して、日本に持ってきて売る。そして、後で日本がそれをまねてどんどん売っていくというのが実は現状なのです。それで、いろいろな規制があるかないかというのをいろいろ公認会計士とか弁護士に聞いてくるのです。そうすると、さつき私が一番最初に申し上げましたように、外為法の規制とかそういうのは何とかクリアできる例が実は多いのです。いろいろな方法をとれば、ほかの規制も実はクリアできるのが多いのです。

ところが、一番問題は、これが果たしてどういうよつた税金上の取り扱いを、税務上の、税法上の取り扱いをされるかということが一番の関心事なのです。日本の投資家にとって、それで公認会計士さんに、また税理士さんに、弁護士さんに、例えばこの税法上の取り扱いというのはどうなりますかというのを、外国の企業ですから必ず意見書をとるのです。とつて書くのですけれども、それは絶対大丈夫だとか絶対だめだとかいうことは、これは新しい商品ですから、完全にわかるものは、これは初めてから聞かないですか、わからない、どうかなと思われることについて議論をしておかなければいけないので、やはりそういう専門家の意見をとるのです。それで専門家は、リザーフィングをつけながらも、こういうふうに思うというふうにやるのです。

ところが、日本の投資家はそれだけでは安心しないのですね。税務当局に聞いてくれ、こういうふうに言うのですよ。それで、税務当局に聞きに行く。まず税務相談室とかそういうのが実はある

わけですけれども、それはそのレベルの話ではなくて、もっとややこしい、大きな何百億とする話ですから、失礼なけれども、実はその人たちがわかるような問題ではないのです。そうすると、では今度はどこに持っていくかというときに、大蔵省に持つていつたり国税庁に持つていつたりするのです。ところが、新しい商品ですから、実を言うと彼らもわからないのですよ。

それでどういうことがあったかというと、一つの例を挙げますと、局長御存じだとと思うのですけれども、いろいろな日本型レバレッジドリースといふものがあるわけですよ。それで、それが繰り延べになるということで、要するに減価償却をとれる、そして損金を算入することができる。だから、例えば耐用年数は十年でも、昔のものは二十九年ぐらいいのリース期間をとつて課税の繰り延べをする、そしてそれを一応協会内の自主規制といふことになつたわけなのですよ。それで、リース事業協会がリース会社を集めて国税庁と話し合いをして、そしてそれを一応協会内の自主規制といふことにして、そしてその自主規制を、こうしまして、よろしいですかといふことで、国税庁からよろしいですと言つてもらつて、こんな状況に実はなつてゐるわけなのです。

それで、そこに至るまでに長い年月が流れています。そつすると、国税庁の担当官、若い係長の方、これはどうかなと、どうかなといふ意味は、だめだという意味なのか、よくわからないと、だめだという意味なのかわからぬのですけれども、どうかなと言つただけで、もうそのマーケットは全部とまつてしまつたのですね。

例えば、映画の「ファイナンス」というのがあつたのは、局長よく覚えていらっしゃると思いますけれども、これが一回更正になつたのですよ。更正決定があるところからなされた。それは例えば三十億から三百億ぐらいの取引がいっぱいあつたわけですね。そうしたら、更正決定があつたという

だけで、それが世界じゅうをぐるっと回つて、もうその取引は全部とまつてしまつたのですよ。そして、それは異議申し立てをやつて審査請求をやると、時間がかかりますね。その間、もう何も行われていないわけですよ。

それで、そのときに何で更正決定したかという理由も、一応の理由はつけるのですけれども、はつきりしてないのです。というのは、実際私、タッチしていませんからわからますが、一応更正決定をしておいた、そしてこれからよく調べます、こういうような回答が来ているのです。

それは例えば外国の航空機とかいろいろなものでありますけれども、それが日本からのお金があることによつていろいろな需要が生まれて、そして世界の航空業界のうちの大多数の部分、非常に多くの部分が日本からのファイナンスで成り立つてゐるのですね。そういうものとか、そういう新しいプロダクトが、実は税の取り扱いが余り不明瞭だから、そして税は後追いですから、取引をやつてからじやないとわからない、こういうふうに言われるのですね。そうすると、せつかく新しい金融商品を持ってきて、税の取り扱いが実際どうなつてゐるのだと、いうことがよくわからないと、そういう新しいものが市場に出回つてこない、そして日本の投資家も投資をしない、結局そういうことになつて、幾ら開放しても、このビッグバンというのは、ほかの面ではいろいろと出てくるかもしれませんけれども、新しい金融商品に対しても思はせんけれども、新しくわかるを得ないのです。

だから、ルーリング、例えばこういうようなプロダクトであれば、これはよろしいとか、これはダメですか、また、こういうものであれば、ほんたうに返答しますとか、そういう具体的な商品についての審査過程または審査基準、これを明確にしていかないと、日本のマーケットはダメにならざりますけれども、その対応を図つてまいりつつあるわけですが、その結果はどうでしたか。

それで、委員の方からただいまのようないの御指摘をいたしております。先般、三月二十四日の税制特におきまして、委員の方からただいまのようないの御指摘をいたしております。また大臣の方から、これに対する対応に向けての準備を進めているということでお尋ねをさせていただいたわけでございます。

そういう背景のもとにおきまして、私どもとしてもその対応を図つてまいりつつあるわけでござりますけれども、基本的な考え方をまず申し上げさせていただきたいというふうに思つております。

新しい金融商品につきましては、これは非常に複雑かつ多様化した実態にござります。そして基本的に、その企業会計上の処理というものも必ずしも明確になつていらないというケースも幾つもあるわけでございます。そういう新たな個別性の強い取引に係るものについては、取引全体の仕組みを見て判断をする必要があるというこ

ことによって適正、公平な課税の実現が図られるものと考えているわけですので、そういう基本的な考え方で進めていくべきだと思います。

そして、この新しい金融商品については、これまでの会計処理等につきまして、現在、企業会計審議会においてそのあり方について鋭意検討が進められているというふうに承っておりますし、したがいまして、税務上の取り扱いにつきましても、企業会計審議会の検討結果、それからこの税制上の措置などを踏まえまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○西川(知)委員 要するに、あいまいであるということがまだまだこの問題の中心であると思うのですね、今の御答弁を聞いても、実質主義というものは、部長御存じのよう、そんな概念は法律上はないのですよね。実質所得者課税、例えば名義人がいて、その人が本当の所得者じゃないので、本当の裏の人に対して課税關係が生じるとか、信託關係があるときに本当に受益者に対してその課税關係が生じる、これは課税ですか、本来は法が判定するのか。これは課税ですか、本来は法律で判定すべきことなんですね。それが、今の問題点というのは、大槻が決まっているけれども、その詳細についてちゃんととしたガイドラインがないのです。これは私、国税局に言うのは酷だと思うので、主税局の方でもっとちゃんととしたガイドラインとか、そういう基本的なものをつくらないとダメなんですね。

一例を挙げますと、収益の確定というのがあるのですよ。例えば私の収益というものが百万円はある。けれども、三年後にならないと百一万円か百二万円か百一万五千円かわからないといったときに、いつ収益が確定するのかといったときに、その収益確定の原則からいうと、その収益が益金として、所得として認識されるのは三年後なんですよね。これは一般論です、そう書いてある。どこ

ろが、それによって所得の計上時期を繰り延べする者がいるのですよ。だから、それじゃだめだということで、実質を見て、例えばこの三年間に何がどうか、的確迅速なんでしょうか、行政庁、国税の見解は明確に早く伝わってまいりませんと市場は拒否をする、こういうことになる論拠はよくわかりついでいいだけれども、大体のガイドラインというのは、収益というのを確定したときに、また損金というのが確定したときに認識しますと言つておいて、実質を見ますと。それでもう実質ばかり見ているわけですよ。そうすると、実質にはいろいろな側面があつて、それはなかなかわからぬのですよ。それで、それは最後で裁判で争えばいいけれども、争つているともう何年もかかるてしまうのです。それでは新しい商品は来ないのですよ。

だから、私が申し上げるのは、その実質はある程度いいのですけれども、もつと細かい基準というものをぴちっと出しておかないと、幾らビッグバンで日本のマーケットをオープンにしましても、外為法は開放しましようということになると、本邦に日本は世界のマーケットの中で重要な地位を占めることができないということを、私は警告し、申し上げておきたい、こういうふうに思います。

○三塚國務大臣 サスガに国際法、商法、マーケットに詳しい西川さんの所見、質疑をお聞きしました。

開国です、ビッグバンは、まさに新しい分野に向けて船出しなければなりません。一千二百兆、また世界の投資家がこの市場に向けて魅力ある投資をしたい、こうしたことになれば、そこに対応しなければなりません。

そういう意味で、行政は完璧主義でまいりまして、それまで研究をし、この仕組みをどうしたらいいかという、迅速徹底ということなんでしょうが、的確迅速なんでしょうか、行政庁、国税の見解は明確に早く伝わってまいりませんと市場は拒否をする、こういうことになる論拠はよくわかりましたので、警戒をしてまいります。

○西川(知)委員 私の質問を終わります。ありがとうございました。

○柳本委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びをいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁松下康雄君の出席を求め、意見を聴取いたしましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳本委員長代理 御異議なしと認め、そのよう

に決しました。

○柳本委員長代理 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 新進党の谷口隆義でございます。

本日は、日銀総裁、お忙しいところ出席をいただきまして、ありがとうございました。

まず初めに、日銀総裁並びに大蔵大臣にお聞きいたいたいと思います。

御存じのとおり、先月、F.R.Bにおいてはフェデラルファンド・レートの引き上げを行って、予防的引き締めというようなことで、その結果、日本の金利差が5%を超えるというような状況になりました。円安の進行がこれから進んでくるのではないかというようなことになつておるわけあります。

それで、日銀で支店長会議、昨日と本日やつていらっしゃるようございますが、報道を見ておりますと、昨日のお話の中に、生産、所得、消費の好循環から見て景気回復は持続していく可能性が高いというような判断を示された。そうであるならば、この金利、大変超低金利の時代でありますから、真剣な勉強、検討が必要なことがあります。私は私ども支店長会議の報告によりまして、この点は、昨日から聞いておらず、これがどうなったかはまだわからず、ただしておきました。ただ、今後、消費税率引き上げ等の影響を乗り越えて景気の回復やかな景気の回復傾向が続いていると認識いたしております。この点は、昨日から聞いておりました私ども支店長会議の報告によりまして、これがどうなったかはまだわからず、ただしておきました。ただ、今後、消費税率引き上げ等の影響を乗り越えて景気の回

復軌道が本当に確実なものとなっていくかどうか、この点につきましては、なお見きわめが必要な状況でございます。  
他方で、物価面におきましては、これまでの円安の影響などによりまして、全般下げどまり傾向でございますが、先行きの物価動向につきまして丹念に見ていく必要があろうと思つております。差し当たりは、国内物価の上昇圧力が大きく高まるような状況ではございません。  
こういった景気動向、物価動向から見まして、当面の金融政策の運営に当たりましては、引き続き、景気回復の基礎をよりしっかりとするということに重点を置きまして、情勢の展開を注意深く見守つてまいりたいというふうに考えております。  
なお、御質問の為替相場あるいは金融・資本市場の動向につきましても、今申し上げましたように、それらの影響を受けながら国内経済がどのように反応してまいるかということをよく注意深く見ながら、私どもとしては適切な対応を考えていりたいというふうに思つております。  
○谷口委員 日銀総裁 私が先ほど質問いたしました、仮に五月に株が大きく下落するとか、また百三十円に円安が進んでいくというようなことを念頭に入れた場合に、それは金利水準を検討する一つの要因になるのでしょうか。  
○松下参考人 私どもとしましては、ただいま申し上げましたように、金融政策の適切な運営によりまして、株価あるいは為替からの影響その他に對して実際の経済が全体として反応をするその体制というものを、持続的な安定成長が図られますよう維持してまいりたいということでござります。  
したがいまして、私どもとしては、ただいまのような金融政策の姿勢によりまして、全体的に非常に経済の安定が脅かされるといったような状況をもたらさないで推移していくことを強く期待をしていいるところであります。また、その過程で何らかの変化の兆しというようなものがありました

ならば、それは参酌をしながら考えていかなければなりませんけれども、そういうものがいいようないい運當でまいりたいといふふうに思つております。

いかなければいけないのではないか。その次はこの諸規制がまだ完全にフリーになつてゐるといふような状況じやありませんので、規制を取り除くことが必要だらう。また税制においても、国際的整合性と申しますか、十分グローバルスタンダードとして通用できるような税体系をつくつていかなければいけないのではないか、このようないか三點を申し上げたわけでござりますが、このようないか観点から質問をいたしたいというよう考へておられます。

債権というようなことで、一つのルールをつくりまして、それにはまるもの、該当するものを不良債権額として計上しております。そうしますと、時系列的にその趨勢を見ることができます。今先生の御指摘のようにかなり減ってきて、要処理額を見ても大分進んでいるということになります。

ただ、業務純益との比率で、じゃ、あと何年だということを言われますと、その不良債権という概念自体が、かなりどうういう光景を描くのか一つ

当面の金融政策の運営に当たりましては、引き続き、景気回復の基盤をよりしっかりとすると共に重点を置きまして、情勢の展開を注意深く見守つてまいりたいというふうに考えております。  
なお、御質問の為替相場あるいは金融・資本市場の動向につきましても、今申し上げましたように、それらの影響を受けながら国内経済がどのように反応してまいるかということをよく注意深く見ながら、私どもとしては適切な対応を考えていきたいというふうに思っております。  
○谷口委員 日銀総裁 私が先ほど質問いたしました、仮に五月に株が大きく下落するとか、また百三十円に円安が進んでいくようなことを念頭に入れた場合に、それは金利水準を検討する一つの要因になるのでしょうか。

マクロ経済であります。また、それぞれの経済政策等につき、さらに、為替、金融政策を含む経済政策等について意見交換をするという場であります。率直な意見交換ということになるわけでございます。既にベルリンのG7において確認をされた事項として、行き過ぎた円安は行き過ぎた円高同様好ましくない、よって、その場合には適切に対応と協調をして、そう上げたところでございまして、今後も、そういうことで市場をしっかりと見ていくということになります。

私からは一般情勢、今申し上げましたポイントについて率直な意見の交換をしてまいる、こういうことで、全体の推移は、ベルリンG7における分析とそう変わらない基調ではないのかと思つております。

まず初めに、金融機関の不良債権の問題であります。先日、銀行局長の方で御答弁をされておりました。資料をいただいて見させていただきました。從来、この不良債権の問題が大きくなりズアップされたときに、大蔵省の方から公表の数字を出してくれと、いうように申し上げて、大蔵省が出さなかった不良債権の金額は、たしか四兆弱だったと申しますね。それが、これを拝見しておりますと、平成八年の九月末現在で、不良債権金額が二十九兆二千二百八十億、債権償却特別勘定の残高が十九兆九千四百八十億、その差額が十九兆二千八百億というような形になつております。推計の要領で、理見込み額というのが七兆三千億ある、こういうふうに先日御答弁されていましたね。

○谷口委員 金融機関の不良債権は、御存じのとおり、破綻先債権と延滞債権と金利減免債権、このように三つありますね。日本の認識の違いで、先日参考人があつたときにお話に出でておられましたが、アメリカは三ヶ月延滞、我が国は六ヶ月延滞というような形であるので不良債権の認識の金額が違うのだ、こういうようなお話をされました。しかし、いわば通常の営業循環から離れた債権、もう三ヶ月延滞している段階でこれは普通の債権ではないのですね。ですから、本来、そういう意味では、そういう保守的な観点からしても、一概には言えない。しかし、ただ一つ言えることは、一つの基準で統計をとったケースを見ましては、大分進んできているということは御理解いただけると思います。

○松下参考人 私どもとしましては、ただいま申上げましたように、金融政策の適切な運営によりまして、株価あるいは為替からの影響その他に對して実際の経済が全体として反応をするその体制というものを、持続的な安定成長が図られますよう維持してまいりたいということでござります。

したがいまして、私どもとしては、ただいまのよつた金融政策の姿勢によりまして、全体的に非常に経済の安定が奢かされるといったような状況をもたらさないで推移していくことを強く期待をしているところであります。また、その過程で何らかの変化の兆しというようなものがありましたが

○谷口委員 ありがとうございました。  
次に、この外為法の自由化が行われる前提で、  
前回、私質問を行つた折にも申し上げましたが、  
不良債権の問題。先日参考人にしていただきてお  
話をしておりましたら、当然のことながら、金融  
機関における外為収益は低下するわけでありま  
す。また、現下の我が国の金融機関は極めて収益性  
が低いわけでありますので、そういう意味で、  
競争力は弱いし、収益性が低い。ですから、そういう  
う状況の中でこの外為法の自由化が行われた場合に、  
今大変問題になつておる金融機関の不良債権  
金融機関の経営危機の問題があるんだろうと思う  
んですが、そのようなことを、ます道筋をつけて

年で七兆八千六百億ある、このようなことでございまして、これは、単純にこれを見ますと、年間の業務純益ではば要処理額がカバーできるというような形になつておるわけでございますが、そのうなことで考えてよろしいんでしょうか、銀行局長。

○山口 政府委員　お尋ねのケースは、私どもが統計としてとつてゐる数字をお示しいただいたものでございまして、それは金融制度調査会の答申をもとにいただきまして、一つの外形基準でもつて統計をとらせていただいております。したがつて、破綻債権、先債権、延滞債権、延滞債権も六ヶ月というのも一つの基準にしておりますが、それから金利減ら

これは三ヵ月延滞としてもいいのではないか、このように私は考えています。

それと、今巷間よく言われておるのは、この不良債権、先ほどの延滞債権、この六ヵ月延滞に途中で内入れを入れますと、もう延滞債権にならぬい、正常債権だと。それで、その内入れ資金をまたお貸ししておるというか貸し出ししておるというようなことで、延滞債権から外しているというようなことも言われておりますし、現在も不良債権の債権に対して追い貸しをして収益を上げておるこういうことも言われておるわけであります。このようなことが現実のものであれば、これは大変大きな問題であります。しかし、このようなこと

現在三十兆近い不良債権の金額は、当初不良債権が問題になつてからずっと大蔵省公表の数字は漸減しているのですが、漸減しておるという前提においても、底だまりの部分、いわゆる根雪化しているというのですか、恒常にずっとある部分というのは、いろいろ計算の仕方はあるでしょうが、平殻ベースで考えて大体三十五兆と仮に考えましょうか。今この議論の前提になつておるのは、全然金利の概念が入っていないのですね。これも大きっぽな数字で申しわけないのですが、仮に三%の金利だった、バブルが崩壊して大体今七年から八年になる、この場合で考えますと、三十五兆平残と考えて、これは本来四十五兆五千億。これを五%で考えますと、この八年間で五十四兆一千億、このような金額になるのです。必ずお金と金利はつきものですから、こういう感覚を入れた考え方は御理解いただけますか。どういうようを考えていらっしゃいますか。

○山口政府委員 委員の御専門のお立場からの御指摘でございまして、利息の支払いといふものの延滞をどう見るかというものは大変いろいろ御議論があると思います。ただ、毎期の決算期におきましては収益が減少するという事実でござりますけれども、この要処理見込み額の統計をお示しておりますが、この中にはもともと六ヶ月以上の場合は資産として計上しておりませんので、そういう前提でのデータというふうにお考えいただきたいというふうに思うわけでございます。

確かに、その利息の部分がかなりいろいろな意味を持つということは御指摘のとおりだと思いますけれども、この統計上、ではそれを含めて公表しろというような話になりますと、六ヶ月以上の場合は、税法上も資産計上しなくていいということにしておりますので、それとの平仄でこういう統

計をお示しして御審議にあずかっておると、どうぞ」といひます。

現在三十兆近い不良債権の金額は、当初不良債権が問題になつてからずっと大蔵省公表の数字は漸減しているのですが、漸減しておるという前提であります。これは答弁を求めましても、ほんとうのことをおおしやるかわかりますので、結構でござります。

○谷口委員 お金というのは、これは金利の概念で常に考えなければだめなんですね。全然関係ない話であります、例えば七%の金利を十年続けると元本が倍になるのですよ。そのくらいの金利を無視した考え方というのは、これはもう今だめなんですね。

お認めいただきました金融三法におきまして、十一世紀を迎えるまでの間は預金の全額を保護して得る仕組みをつくりさせていただいたいということをございまして、その期間は絶対ペイオフをしないというやうには、法律にはなっておりません。○谷口委員 ですから、ペイオフをしないというのは法的裏づけがあるわけではなくて、やらないう決意表明なんですね。どうですか。大蔵大臣、ちょっと御答弁お願ひできますか。

○山口政府委員 法律上はペイオフを行わないで済むことができるようになっておりまして、しばしだ大臣等の御答弁でも、今世紀中は預金を保護したいというふうに申されております。・

○三塚國務大臣 御案内のとおり、金融三法でござるようにしておるわけであります。

は、橋本内閣がそういう決意表明をされた、ということなんでしょう。大臣は今金融三法でとおつしやいましたが、そういうことになつておらないですね。

三法によつて今世紀中はペイオフをしないことが  
できる仕組みをつくつていただいているというう  
とでござります。政府としても、今世紀中は預金  
を保護したいということをしばしば申し上げてい  
るところです。

○谷口委員 ですから、今の御答弁をお聞きしますと、決意表明だというようなことで、法律的な裏づけがないものなんだというように私は理解いたしました。

最近、公的資金導入の諮詢が時々なされますが、それで初めにお聞きしたいのは、先ほど私は銀行局長に不良債権の問題をお聞きしたのですが、そんなことは必要ないんだ、今の業務純益からすると問題なく不良債権は解決できるんだというよう

に考えていらしゃるのかどうか  
いいだしたいと思います。

○山口政府委員 芳賀光伸 五子

○三日政府委員　お答え申し上げます。

マクロ的に数字をこらんいただきますと、かな  
り改善が見られるというふうに申し上げることが  
できます。

てきると思ひます。たゞ個々の金融機関によつては、引き続きき厳しい経営状況を続け、リバウンドに懸命になつてゐるといふところもある程度の数はあるといふに見ざるを得ないといふでござります。ただ、各金融機関とも、そうした懸命な自助努力によって、何とか国民の期待にこたえるべく努力をしているといふことも理解して

○谷口委員 当然皆さんもそういうようにお考えだと思いますが、この金融インフラを崩壊させてはいけない、これはもうどんなことがあってもそのういうようにならなければいかぬ、こういう意味では共通の認識だと私は思うのです。そういう意味において、一つは、昨年の住専問題について、二つ目は、(略)

会の扱いは、六千八百五億円の投入をめぐって、大きな議論になりました。これは、最終的には農林水産金融機関の救済の問題であつたと私は思うのですが、そうではないということで、ノンバンクに対する対して、いわゆる預金者保護という立場ではなくて公的資金を投入した。こうしたことについて国民が大変な怒りを持つていらっしゃつて、本来

金融インフラが仮に危機的な状況になるなら、その救済のためには公的資金、アメリカで行われたこのような議論もやはりやつていく必要があります。そのあたりが大変大きな抵抗感がありますが、そのあたりが大変大きな抵抗感があ

るというのが現状だらうと思うのですね。しかし一方では、先ほど前提として申し上げました金融危機というようなことになつた場合に、当然このようなお話もしていくことも必要なのだろうなとうわけであります、そういう議論は必要ないと思うわけであります。

のかどうかということを、お尋ね聞きしたのです。

大蔵大臣、できましたら御答弁お願ひしたいのですが、今、現状の中で、そういう議論は必要ないのだというように考えていらっしゃるのかどう

か、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○山口政府委員 大臣の御答弁の前に事実関係を中心にお申上げますと、さきの通常国会でお認めいただきました金融三法によりまして、破綻処理の手続の多様化、預金保険制度の拡充をお認めいたしました。特に信用組合につきましては、厳しい経営状況等にかんがみまして、必要があれば、政府が保証をつけができるよう措置していただきました。そのために、具体的には保険料の七倍の引き上げ、それから先ほど申し上げた時限的な措置等をあわせ、抜本的な預金保険機構の改革をしていただいわけでございます。

これによつて、私どもとしては、最大限の努力をさせていただきたいというふうに思つてゐる次第でございます。

○三塚国務大臣 取り組みの概要について、銀  
行局長がお話をされるとおりであります。  
金融システムの維持安定は、国益、国民生活の  
安定につながる基本的な命題でありますこと、御  
案内のとおりであります。

段々の御質問のとおり、不良債権の縮減に向け  
て、金融機関は血みどろのリストラをやり抜いて  
おるところでもございます。さらなる経営の合理  
化、効率化等に向けて頑張っていただき、その頑  
張りを、努力を私どもはサポートしていかなければ  
なりません。現時点におきましては、昨年の通  
常国会で成立をいたしました金融三法に基づき整  
備された枠組みを最大限に活用しつつ、金融シス  
テム安定に努力をしてまいる所存でございます。

○谷口委員 ちょっと答弁にはなっていないので  
すね。この公的資金の譲り受けの前提は、私は、不良債  
権を発生するに至った関係者、これは金融機関の  
経営者その他、このような関係者の責任を明確に  
してやっていく必要がある、当然のことながらこ  
ういうように思つてます。しかし、  
このようなこともやはり考えていく必要があるの  
ではないかというふうに思つております。

ですから、この外為法の自由化を前提にして、

銀行収益が悪化するという予想のもとで、このよ

か。これをまた先送りするようなことになつていいかと、大変大きな問題になりはしないか。先ほど金利の概念を入れましたが、おくれればおくれるほど膨れていくのだというように私はここで申上げたいと思います。

今、日銀総裁に来ていただいておりますので、この公的資金投入の問題について日銀総裁の御意見をお聞きいたしたい。その御答弁の後、帰つていただいで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

○松下参考人　これまで、政府それから日本銀行におきましても、破綻金融機関の適切な処理といふことには引き続いて努力をしてまいったところでございます。

その際に、私ども日本銀行、中央銀行の立場といたしましては、損失の穴埋めという点はなかなか私どもが実行するというわけにまらないところでございますけれども、必要な流動性の供給その他につきましては、できる限りの協力をいたしてまいつたところでございます。  
さらに、先般の日債銀の処理に際しましては、私どもの新金融安定化基金に対して行っておりました出資の中から、一部、そういう公的な色彩を持つた日銀の資金というものの出資に応じる考え方をとることいたしております。  
ただ、このような措置は、あくまでも事案の内容によつて、その金融界その他全體に対しても及ぼす影響の度合いや、国民全般に対する問題の大さや、またその金融機関が再建ができるのかどうかといういろいろな事情を加味いたしまして判断をすべきものでございますので、私どもいたしましては、今後の日銀の資金につきましては、ケース・バイ・ケースの慎重な判断に基づいて対応してまいりたいというふうに思つております。

ありがとうございます。ありがとうございました。

太蔵大臣、先ほどお伺いして明確な問題であります。ですから、当然私から現状はもつと厳しいのだろうなといううておりまして、先ほど冒頭お話ししましたとおり、不良債権の状況なら何ら問題はないわ実はそういうような問題ではなくて、どうとした水面下の状況があるのであるうな前提でございます。金利の概念をどんどん膨れでまいります。ですから、くこの道筋をつけなければいけない。由化の前提でやっておかないと、これこそできなくなってしまいます。ぜひお考えいただきたいたいというよう、太蔵上げたいと思います。

この外為法の自由化が行われますと、今まで自由と規制のバランスがありました。これがもうずっとと自由に傾いてくるというように言われておまりまして、税金逃れに対する網目が広がってくるというように言われております。それで、この上うな、例えばマネーロンダリングであるとか脱税行為に対する国税庁の環境がかなり大きく変わるものだろう、このように言われておるところであります。

先ほどのお話をもございましたように、この秋には資料情報制度が設けられる。この外為法の自由化を補足・補完するような法案だと思うわけでございますが、これは大変難しいことではないか。難しいというのは、一方でこの外為法の自由化をどんどん進めていかなければいかぬ、これは方向において私は正しいと思います。しかし、一方で税の捕捉ができなくなってしまうということになつてくると、これまた大変。そういう意味において、アクセルを踏んでブレーキを同時に踏むというようなことになつてくると、自由化の効果がなくなつてしまふわけで、そういう意味において、この取り扱いが極めて重要な大だなというふうに思うわけでござります。

それで、私は税の実務にしばらくおりました関

係でいろいろな状況はよく知っているつもりである  
わけでございますが、今まで国内税務が中心にして  
行われたわけであります、この外税法の自由化  
によつて一挙に海外取引がふえるだろうといふ  
ような状況の中で、国税庁内部の体制ですね。一  
つは、今回の外税法の成立後速やかに、例えは海  
外税務の研修であるとか、そういう知識を集積し  
ていただくような方法を考えていたらかなれば  
いかぬのではないか。もう一つは、国際的な税務  
に精通した人がやはりまだ少ないのでないか。  
そういう意味において、各税務署一人ぐらいの割  
合でそういう専門官ポストを置いておく必要があ  
るのではないかというように私は考えておりま  
す。これについて、国税庁の御見解をお願いいた  
したいと思います。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。  
国際取引事案の調査に当たりましては、取引先  
が海外に所在するなど、国際取引を利用した租税  
回避等を的確に把握することに難しい面がござい  
まして、従来から、租税条約に基づく情報交換と  
か調査官の海外派遣等の実施などによりまして、  
適正な課税の実現に努めてきております。あわせ  
まして、こうした国際取引に関する調査体制の充  
実を図るということで、関係各方面の御理解をい  
ただきまして、国際課税関係部局の専門ポストの  
新增設等による機構の整備に努めてきておりま  
す。

先生御指摘がございましたように、今回の外為  
規制の緩和によりまして、クロスボーダーの取引  
がふえることが見込まれますし、国際取引を利用  
した租税回避行為等の把握が一層困難になるとい  
うことになりますと、適正、公平な課税の実現に  
支障を來すだけでなく、税収の確保にも影響す  
るという面が出てまいります。

したがいまして、前から機会を通じまして申し  
上げておりますけれども、私ども執行当局といった  
しましても、この外為法改正に関連しまして、銀  
行等から一定金額以上の毎ト支払金等に関する情報

資料を税務当局に提出すること等を内容とする資料情報制度の整備が必要であると考えております。また、これに伴う執行体制の整備も必要であろうと考えております。先生、今具体的に御指摘ございましたけれども、研修の必要性も十分に感じております。これから充実していかなければいけないと思っておるところでございます。国際取引全体の調査体制の充実が必要であるというふうに考えているところでございます。

○谷口委員 よろしくお願ひいたしたいと思います。これから国際化等が進展する中で、厳しい財政事情のもとにはござりますけれども、所要の機構の整備等につきまして関係各方面の御理解をいたげるよう、私どもとしてもさらに努力をしてまいりたいと考えております。

○谷口委員 よろしくお願ひいたしたいと思いま

次は、規制という観点からお伺いしたいと思う

のですが、個人資産が千二百兆円、このようによ

く言われております。これは平成八年九月末現在

の我が国の個人部門の状況を見ますと、一千百九

十兆というような個人部門の資産になつております。

金が六百二十七兆円、このようになつております。

これは個人部門、個人資産総額のうち五二%、過

半数を超えておるというような状況であります。

今申し上げましたこの超低金利の影響を我が国は

大変受けやすい体质になつておるのだということ

を私は申し上げたい。ちなみに日本とアメリカを

比較しますと、個人資産のうち現預金の割合が、

先ほど申し上げましたように我が国では五二%、

アメリカでは一六・九%ということになつております。

また、この超低金利の結果、海外への資金移動が今後も進んでいくだろう。現実に今海外の外

債の購入をめぐって資金が流出しておるというよ

うな情報も聞いておりますが、今後、国内に資金

需要が高まつた折に、資金不足となつて企業行

動を制約するような状況になりはしないかといふ

と思います。これから特にリテールバンキングと

とさえ言われておるところであります。ですから

私は、金利を一刻も早く、今のような異常な金利

で置いておくことのないようにしてもらいたい

と思います。このように言いたいわけであります。

○谷口委員 実は〇・一なのです。手取りでいき

ますと〇・〇八になつておるわけです。そうしま

すと、百万円預けますと、金利は年間八百円です。

年間八百円しかないのです。

それで金融機関の現在の手数料の体系を見ます

と、先日参考人が来ていらしたときに営業時間の

問題であるとか手数料の問題が議論にのつたわけ

であります。自分が口座からCDカードで引き

出しをしますね。そのときに営業時間外にやつた

場合に、これはさくら銀行の資料なのですが、百

三円と出でますが、今消費税が5%になります

したので多分百五円になつておるのではないかと

思います。一回営業時間外に、平日の午後六時か

ら午後九時までは自分の口座から引き出すにも百

五円かかる。土曜日の場合は十四時から十七時ま

で百五円。日曜日の場合は終日それだけの手数料

を払うということになりますと、自分の口座のお

金を営業時間外に引き出すのに、十回引き出した

うような状況になつておるわけであります。

こういう状況の中で今超低金利が続いておりま

して、御存じのとおり、例えば年金財政も運用を

めぐつて大変大きな打撃を受けておる状況にあり

ます。また、この超低金利の結果、海外への資金移

動が今後も進んでいくだろう。現実に今海外の外

債の購入をめぐって資金が流出しておるというよ

うな意味において十分競争力のある、これは大

蔵省の省令で決まっておるわけでありますから、

そういう彈力的な体制をしかれていいのではな

いのかというよう私は思いますが、改正の意図は

ございませんか。

○山口政府委員 先ほど申し上げましたように、そ

して生きしていくには、お客様にいかに喜んでいた

ATM・CDの稼働時間等も、いろいろな競争の

中でより安く、より長くというような方向へいく

だらうというふうに予想されます。

○谷口委員 これから外銀がどんどん入つてくる

ということ前提にしますと、手数料も十分競争

力のあるような体系を持つていかなければいけな

いのではないかというふうに私は思つております。

○谷口委員 実は〇・一なのです。手取りでいき

ますと〇・〇八になつておるわけです。そうしま

すと、百万円預けますと、金利は年間八百円です。

年間八百円しかないのです。

それで金融機関の現在の手数料の体系を見ます

と、先日参考人が来ていらしたときに営業時間の

問題であるとか手数料の問題が議論にのつたわけ

であります。自分が口座からCDカードで引き

出しをしますね。そのときに営業時間外にやつた

場合に、これはさくら銀行の資料なのですが、百

三円と出でますが、今消費税が5%になります

したので多分百五円になつておるのではないかと

思います。一回営業時間外に、平日の午後六時か

ら午後九時までは自分の口座から引き出すにも百

五円かかる。土曜日の場合は十四時から十七時ま

で百五円。日曜日の場合は終日それだけの手数料

を払うということになりますと、自分の口座のお

金を営業時間外に引き出すのに、十回引き出した

うような状況になつておるわけであります。

○谷口委員 しかし、この外為法が自由化され

るサービス、この点については、これから金融

機関が最も力を入れていくべき部門だといふ

と思います。これから特にリテールバンキングと

とさえ言われておるところであります。ですから

私は、金利を一刻も早く、今のような異常な金利

で置いておくことのないようにしてもらいたい

と思います。このように言いたいわけであります。

○谷口委員 実は〇・一なのです。手取りでいき

ますと〇・〇八になつておるわけです。そうしま

すと、百万円預けますと、金利は年間八百円です。

年間八百円しかないのです。

それで金融機関の現在の手数料の体系を見ます

と、先日参考人が来ていらしたときに営業時間の

問題であるとか手数料の問題が議論にのつたわけ

であります。自分が口座からCDカードで引き

出しをしますね。そのときに営業時間外にやつた

場合に、これはさくら銀行の資料なのですが、百

三円と出でますが、今消費税が5%になります

したので多分百五円になつておるのではないかと

思います。一回営業時間外に、平日の午後六時か

ら午後九時までは自分の口座から引き出すにも百

五円かかる。土曜日の場合は十四時から十七時ま

で百五円。日曜日の場合は終日それだけの手数料

を払うということになりますと、自分の口座のお

金を営業時間外に引き出すのに、十回引き出した

うような状況になつておるわけであります。

○谷口委員 しかし、この外為法が自由化され

るサービス、この点については、これから金融

機関が最も力を入れていくべき部門だといふ

と思います。このように言いたいわけであります。

が、ユーロ円債につきましては、一九九一年で三兆二、三千億、その後三年間は三兆台、最後の年は二兆円ですか、そういうことで、この一九九一年から一九九六年ごろまでにユーロ円債の発行額が大体十兆円を超えているのではないかと思つております。発行額ベースでございます。

○谷口委員 今おっしゃったのは、外貨建て、円貨建て含めてですか。

○薄井政府委員 これは円建てでございまして、外貨建てがそのほかに十三兆円ほどこの期間にありますので、両方足しますと二十四兆円ほどの発行実績になつてているのではないかと思ひます。(谷口委員「五年間で」と呼ぶ)失礼しました。六年間ですか……。

所見、御所感を伺いたいと思います。

○三塚国務大臣 今回の事件についてはまことに遺憾な出来事でございます。かつての証券事件の不祥事の反省を踏まえまして、取引の公正を損なう法令違反行為については、監視委員会が独立して、事実認定をした上で行政処分を大蔵大臣に勧告するシステムを確立しておるところであります。現在、このシステムが有効に機能しておるところであり、今回の事件についても、行政としては、今後監視委員会による勧告があれば厳正に対処をしてまいります。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○池田(元)委員 野村側の発表によりますと、常務一人が関与していた。さらに先月、この場での酒巻前社長・現相談役の発言では、もう一人の本店長を務めていた常務につきましても、不正取引を行った口座の開設に関知していたことが明るみに出ました。この常務は監視委員会の事情聴取も受けたとされています。事件は、あのとき朝日新聞の天声人語子も取り上げましたが、残念ながら個人ぐるみですという、こういう野村証券前社長の発言があつて、私もそれを聞いてあきれども、野村の担当役員の方から出向いて、先ほど申し上げました内容の連絡がございました。

○池田(元)委員 野村側によりますと、二月末に社内調査の結果がまとまり、そして三月六日ですか、夕刻発表をした。今の話、わかるのですが、私どもは監視委員会の日から見た内部管理体制の不備ということが解明できるのではなかろうかと考へております。

しかし、監視委員会にすべてお任せするといふことではなくて、私は、事件の発生後、大臣の御指

示をいたしまして、野村証券に内部管理体制の見直しということを指示いたしました。それは何となれば、私ども行政当局は、公的主体としての

事実関係の認定は監視委員会にまたなければなりませんけれども、野村証券それ自体は行為者であ

りますから、自分自身で自分の体制の不備がどこにあつたかということはわかるはずでありますか

○長野政府委員 記者会見の前日であつたかなと

思いますが、これは後刻確認はできますけれども、野村の担当役員の方から出向いて、先ほど申し上げました内容の連絡がございました。記者会見後につきましては、私の方から当時の酒巻

社長に對して申し上げようと思つましたところ、先方からもこちらに報告したいということでありましたので、どちらが呼んだ呼ばれたということではなく、お目にかかることがありますか

○池田(元)委員 その報告だけちょっと聞きたいのです。ダブルか

○長野政府委員 その報告だけちょっと聞きたいのです。ダブルか

○池田(元)委員 そのとおりでございます。

○長野政府委員 事前に電話連絡をしてきたのは、

○池田(元)委員 事前に電話連絡をしてきたのは、担当役員とおつしやいましたが、もつと具体的に、

○長野政府委員 そのとおりでございます。

○池田(元)委員 ちよつとあれを少し変えて、

○長野政府委員 監視委員会から、いずれ事業を

整理なさった上で、それが必要と判断になりますが、当然のことながら事実関係に関する認定

すれば、当然のことながら事実関係に関する認定も踏まえて行政処分を勧告するという段取りにならうかと思います。

○長野政府委員 現在の段階では、いろいろな報道は承知いたしましたけれども、監視委員会やその他の司法

当局において確認された事実関係というものは私ども承知しておりませんし、現在の行政処分のシ

ステムは、私どもが先入観を持つたりあるいは、

部情報に基づいて物を考えることのないよう、

きちんととした監視委員会の認定した事実に基づいて行政処分をするようにという法体系でございま

すから、それを待つて適正に対処するとしか申し

うのです。証券局長の長野さんにお尋ねをしたいと思います。

○長野政府委員 現在指摘されております事件につきまして、具体的にいかなる範囲の個人が関与しておつたか、そしていかなる法令に触れる行為があつたかという全体は、監視委員会あるいは他の司法当局において現在チェックされておると思ひますので、その御判断を待ちたいと思います。

また同時に、監視委員会は犯則事件の調査だけではなく内部管理体制のあり方というのもチェックなさっておると思ひますので、それによって、

私どもは監視委員会の日から見た内部管理体制の不備ということが解明できるのではなかろうかと考へております。

しかし、監視委員会にすべてお任せするといふことではなくて、私は、事件の発生後、大臣の御指

示をいたしまして、野村証券に内部管理体制の見直しということを指示いたしました。それは何となれば、私ども行政当局は、公的主体としての

ことではなくて、私は、事件の発生後、大臣の御指

示をいたしまして、野村証券に内部管理体制の見直しということを指示いたしました。それは何となれば、私ども行政当局は、公的主体としての

ことではなくて、私は、事件の発生後、大臣の御指

示をいたしまして、野村証券に内部管理体制の見直しということを指示いたしました。それは何となれば、私ども行政当局は、公的主体としての

ことではなくて、私は、事件の発生後、大臣の御指

示をいたしまして、野村証券に内部管理体制の見直し

したことではなくて、私は、事件の発生後、大臣の御指

示をいたしまして、

上げようがございません。

○池田(元委員) ただ、このケースの場合は、当の野村側が、もっと広がるかもしませんけれども少なくとも常務一人が不正取引に関与していることは、田中一氏(元三又)によると、あるところ

ただくということになります。  
○池田(元)委員 外国と比べてどうですか。  
○長野政府委員 外国におきましては、や  
も重いチエックとして、これは免許制をと  
る國でござります。

る国とそうでない国がござりますけれども、登録制の国におきましては、登録の抹消ということではなくては法律上の権限としてある。その手続は、行なうだけでできるのか司法手続を経るか等々の違は、各國によってござりますけれども、最終的には法体系としては似たようなことかなと思つております。

これらの点につきましては、やはり今後証券取引全体を健全化していく上で、不正取引のチェックという観点から、これらの罰則の、日本の国内の他の経済関係法規とのバランスもございましょうけれども、またこういった証券取引自体の諸外国との比較ということにもございましょう、そういう点も今後研究していくべき課題だろうと考えております。

今長野さんもおっしゃったように十年と三年、説的行為というふうになつておりますが、これはインサイダー取引はそういう面が大変あるわけですね。

ペナルティーが少ないと思います。これを改正するつもりはないのかどうか。

同一の罰則になつておる、日本の場合には詐欺的行為と異なる、それよりかなり軽い罰則になつておるという問題意識は私どももございます。法務当局にも私どもの問題意識をお云えしながら、去

務当局のいわば罰則法規に関する全体の体系といふことも御検討いただかなくてはいけませんので、問題意識を持つて対応いたしたいと思います。

○池田(元委員) わかりました。ぜひそういうふうに対処していただきたいと思います。

また現行法では、不正に利益を得てもそれを没収する規定は我が国にはないと思うのですが、二

これは企業犯罪、経済犯については取り締まりといいますか、ペナルティーとしての意味が大変あると思うのですね。その辺の検討はなされていないかどうか聞きたいと思ひます。

○長野政府委員 インサイダー取引に関してのお尋ねと承知してお答え申し上げますと、アメリカではインサイダー取引によって得た利益をいわば

民事制裁として没収する規定があり、日本には二

ざいません。この差は私どもも意識はいたしております。

私はインサイダーだけに問題ではなく  
私どもよく承知いたしませんけれども、ほかの経  
済事犯でもアメリカ全體のこういつた不正取引に  
関するペナルティーとしての体系というものがあ  
るようでございますから、このインサイダー部分  
のところだけ取り出して、アメリカと違うからと  
いう議論を私どもが申し上げてよいのかどうか、

ちよつと恼ましいところでござります。少なくとも、インサイダーだけを所管する立場からいえば、巨額の富を得てもそれを民事制裁として拠出せざるという規定がないなどという思いは率直に申し上げます。

○池田(元)委員 長野さんは頭いいから、問題意識を持つてはいるとかうまいことをおっしゃいますけれども、今のこのスピーディーな時代ですから、もつと正確にやる、こうふうなクリアな回答を

言をしていただきたいというのが私の要望です。  
一任勘定取引について話をしたいと思います。  
一任勘定取引は、九一年の証券不祥事で損失補てんなどが不公正取引の温床になつたときましまして

て、証取法の改正で禁止されました。今回、まだ同じ野村証券が一任勘定で不公正取引をした疑いが出てきた。そうなると、この一任勘定取引の解禁をするという問題はどうなるのでしょうか。見合

わせざるを得ないと思つのですが、いかがでしようか。

で、英米では禁止されておりませんけれども、日本におきまして、必ずしもそれ自体責めに値する行為とは言えないが不適切な取引につながったことがあるということで禁止になつておりますが、

言つてみればこれは予防的観点からの禁止措置でございます。

に非常に広い投資機会の選択の幅を与えていくと  
いう観点から考えていいきますと、これ 자체をその  
目的と手段との組み合わせの中はどう考えるか。  
結果といたしましては、日本におきましては、投  
資家に英米で許されておるような形の投資行為を  
いわば予防的に禁止しておるということになります  
が、それがよろしいのかどうかということはも  
う少し議論されるべきであろうと思います。  
法に触れた人がいるからその経済的ないわば規  
制措置はやめるべきでないと考えるべきか、規制  
は規制として今後もそれ自体存続すべきなのか、  
あるいは何かの目的のためにそれをやつているの  
ではほかの手段でできないか、監視委員会の強化と  
いう形で損失補てんをチエックしていくのであれ  
ばそこまで事前予防することはないではないかと  
いう考え方もあり得るのかどうか、ここはこの事  
件と絡んでおりますので、私もまたおしゃかりを受  
けそうで歯切れよく申し上げられませんけれど  
も、やはりきちんと幅広く議論をしていただきた  
い項目の一つでございます。

○池田(元)委員 同じようなケースで、自己売買  
の問題もちょっと話してみたいと思います。

今度の不正取引は、花がえという名前、自己売  
買業務、ディーリング業務で行われたわけです。  
大蔵省は自己売買業務を主とする事業社を解禁す  
る方針だと言われておりますが、この前の参考人  
質疑もそうですが、あのような証券業界の現状か  
らいって大丈夫でしょうか。

○長野政府委員 ここは仮定の話として、あるい  
は事実関係を解明しないままにお答え申し上げる  
のをちょっとお許しいただきたいと思いますが、  
自己勘定で得た利益のある顧客につけかる手段と  
して、それを顧客の取引があつたような形にする  
のか、それはそれとして贈与みたいな形で処理をし  
るのか。いずれにしても私どもの問題としては、  
そういう問題であれば、やはりその自己勘定の  
売買があつたこと自体の問題というよりは、そこ  
で得られた利益をどういう形でどういう処理をし  
たかということに着目されるべきであろうと考え

ておりますし、証券会社の自己勘定自体に何か常な問題があるという問題意識を持つのはいかがかなと存じます。

○池田(元委員) 違うのではないでしようか。自己売買業務というのは大変市場を汚滑にするということで許されではおりますが、マーケットの主要な一部ですね。今度野村証券はそこをまさに汚したわけですよね。そこに顧客情報を入れて、マーケットを機能させないといいますか、マーケットに反することをする。ですから、これを解禁するのは問題ではないかと私は言っているわけ

があればどういうチェックをしていくかといふ  
先進国と同じ体制にしたいということがあります  
から、中小証券も今までディーリング業務が禁止  
されておったわけではございません。

○池田(元)委員 やはりディーリングとブローキ  
ングのファイアウォールというか、それは果たして  
ちゃんととした確固としたものができるかどうか  
か、大変私は疑問を持ちます。ですから、改めてこ  
の問題は議論したいと思います。

大分時間を費やしてしまいましたが、外為法の  
改正案について入りたいと思います。

○ 横原政府委員　お答えいたします。  
外為法に基づく経済制裁の具体的な態様としては、第十六条第二項に基づき、経済制裁国向け支払いを許可制とする措置、いわゆる資産凍結措置でござります。  
第二は、第二十三条第二項及び第二十四条に基づき、経済制裁国に対する直接投資及び対外貸付けを変更または中止命令措置が可能な審査つき事前届け出制とする措置、いわゆる投融資規制でござります。

○長野府政府委員　自己勘定をおやりになつて、そういうふた不正にかかる取引をなさらずに誠実にやつておられる証券会社というのも私は多々あると存じます。

や遅きに失したと言えるのではないかと思ふ。しかし、対外取引での国際基準、グローバルコードに合わせるために資本取引等を自由化する、外国為替の規制を廃止することが趣旨である。

国との役務取引または経済制裁国向けの仲介貿易を許可制とする措置でございます。

けそうで歯切れよく申し上げられませんけれども、やはりきちんと幅広く議論をしていただきたい項目の一つでございます。

○池田(元)委員 同じようなケースで、自己売買の問題もちよつと話してみたいと思います。

種の不正に使われたとしたら、その会社に対しても特段の別途のペナルティーが科されるというのの方が物の考え方で、よその会社も含めての、そういう自己勘定取引を禁止すべしといふ議論は、少しも議論が広がり過ぎてはいるのではないかと感じます。

為の自由化の部分は賛成します。おおむね妥当だと考えます。

しかし、法案を検討いたしますと、経済行為の自由化と並んで、いわゆる有事規制がかなり盛り込まれております。平時は自由、有事は規制。平時

なお、上記四つの経済制裁措置の確実な実施を図るために必要があると認めるときには、第十八条に基づき、経済制裁国向け支払い手段または証券の輸出または輸入を許可制とすることができるというものでございます。

今度の不正取引は、むかわるとして名前、自己引  
買業務、ディーリング業務で行われたわけです。  
大蔵省は自己買賣業務を主とする事業社を解禁す  
る方針だと言われておりますが、この前の参考人  
質疑もそうですが、あのような証券業界の現状か  
らいって大丈夫でしょうか。

○池田(元委員) 時間がないからこれ以上議論しませんけれども、なぜ今までこういうことを中小の証券に対して禁止していたか。それはちょっとリスク一と、要するにやらなかつた理由があるわけですよ。それを指摘したいと思います。また議論して

自由 有事規制の法典と言えるのではないかと思ひます。しかしながら、余り論議されておりません。後でちょっと理由がありますけれども、そんほど論議されていない有事規制について取り上げたいと思います。

だけ取り上げられることが多いのですが、今磯原局長がおっしゃったように、資産凍結、送金許可制、資本取引許可制、特定資本取引許可制、役務取引、仲介貿易の許可制、現金等の持ち出し、それなどで輸出輸入も入っているわけです、禁輸措置。

論しましよう。  
何かいい答弁する、どうぞ。時間がないから、端的に。

葉ですが、審議会の言葉に出でております。経済的  
有事もあるが、いわゆる外交上、安全保障上の有  
事もあります。いわゆる有事、外交上、安全保障上

今までいろいろ歴史上ありましたね、そういうた  
ものも入っている。

○長野政府委員 解禁するというよりは、今までの証券会社はブローカー業務が主であって、デーリングはわき役としてやりなさいという位置づけをしておりましたのですから、証券会社で行われるデーリング業務というのはいわばまま子的な形で今まで証取法では扱われてきた。これもまことに諸外国と同じ証券会社が行う普通の業務として位置づけた上で、その業務に関するもし不正

等の有事について論議を進めたいたいと思います。三つありますて、まず一つは経済制裁の内容手段、二番目は有事の想定、発動の条件、三番目は経済制裁発動と国会審議のかかわりについて話をしたいと思います。

けです。これは外為法と我々は言ってはおりませんが、外為法だけじゃないのですね。外国貿易法でもあるわけです。そのところを着目もしなければならないと思います。

現行法との違いを端的にお述べになつてください。

○榎原政府委員 お答え申し上げます。

我が国が国際社会の一員としての責務を的確に

果たすためには、国際情勢に対応して、支払いの規制等の経済制裁を機動的かつ効果的に実施し得るメカニズムを確保する必要がございます。

ここでもお答えしたことがありますけれども、例えはイラクのクウェート侵攻に関して……（池田（元）委員「違いますよ。端的に」と呼ぶ）それじゃ、その例はあればたしますけれども、その違いについては、今般の改正に関して、経済制裁等の発動要件につき必要な整備を行つたというところでございます。

また、資本取引のうち投融資規制につきましては、現行法では事前届け出制の枠組みで実施しておりますけれども、改正案では資本取引全体について許可を受ける義務を課すことができるようにしておられます。

発動要件につきましては、今まで、我が国が締結した条約その他国際約束を誠実に履行する必要があると認めるときと、この二つを併せて、「国が改正案では新たにこれにつけ加えまして、『国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき』」という要件を定めておるわけでございます。

○池田（元）委員 先回りして、私が答弁資料に余りこだわらないで、私のこの生の言葉を聞いていただきたいと思います。今、経済制裁の手段について現行法との違いをお聞きしたわけですね。私の方から言いましょう。現行法では投融資は届け出制になつていて、改正是資本取引一般として許可制になつていて、この二点でござります。

○池田（元）委員 投融資の届け出制が許可制になつた。新たに海外預金の凍結もできるようになつたわけです。ですから、経済制裁の手段としては強化をされていると言つていいと思います。

今度の外為法、外国為替・外國貿易管理法の基

本、平時は自由、有事は規制。平時は自由にしておいて、こういった資本取引の許可制とか現金等の持ち出し等々、そういった経済制裁の実効性が確保されるかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○榎原政府委員 まず、今回の改正案では、我が国が国際社会の一員としての責務を的確に果たすために、国際情勢に対応した経済制裁の発動を機動的、効果的に実施できるために、先ほど申し上げましたように発動要件の整備を行つておるところでございます。

また、経済制裁等を実施するためには、まず取引当事者が自己責任でその義務を遵守するということが求められるわけでございます。その違反に對しては罰則規定が設けられております。取引当事者の違反に対する罰則は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金といふことございます。

さらに、その実効性を確保する観点から、他人のために送金を業として行う銀行等の目で資金の流れをチェックする仕組みが重要であるため、今回の中止に対する法的拘束力を持つた決定でございます。

○川島政府委員 お答え申し上げます。

経済制裁につきましては、まず国連憲章であり、

国連憲章のとて安保理が行う法的拘束力を持つた決定でございます。

○池田（元）委員 法的拘束力、羈絆力を持つた、

そういう文書等によつて明らかにされる、国際約束と、いうのはそういうことでしょう。

次に、今度新たに発動の条件として加えた「又

は国際平和のための国際的な努力に我が国として

寄与するため特に必要があると認めるとき」、この

平和への国際的な努力に寄与と、いうことは何を指すんですか。

○川島政府委員 この問題はつまるところ、平和に対する脅威とか平和の破壊あるいは侵略が生じた際に国際社会としてどう対応するか、という問題で、その国際社会の対応に際して日本としてどう

いう責務を果たすか、ということなわけでございま

す。

今申し上げました国連憲章の場合はまさに法的拘束力で、憲章第七章でござりますけれども、こ

ういう平和の破壊等がなされた場合には非軍事的措置として経済制裁を行つ、みんな法的義務とし

てこれを行つわけでございます。

○榎原政府委員 経済制裁の対象とされている國

は今三ヵ国でござります。イラク、リビア、アング

ラでございます。

○池田（元）委員 國連決議とか国際約束をすぐお

話しになつて、そこはわかるのです。しかし、平和への国際努力と、いうのは極めて抽象的です。です

から、国際的な努力と、いうのは何でしょ。ね。

政府にフリー・ハンドを大きめであります。

く与えていたと言わざるを得ない。後で言います

けれども、この点でも国会の審議が必要だと思

います。

○池田（元）委員 今申し上げた国連憲章の場合はまさに法的

拘束力で、憲章第七章でござりますけれども、こ

ういう平和の破壊等がなされた場合には非軍事的

措置として経済制裁を行つ、みんな法的義務とし

てこれを行つわけでございます。

○池田（元）委員 さことに、非軍事的措置が不十分な場合には、

さらに国連軍による軍事的措置まで国連憲章では

想定しているわけですから、これは、国連軍

はできないので、そこまではいったことがない

と

ます。

○池田（元）委員 次に、法案の四十八条三「国民经济の健全な發

いうのが現状でございます。

そういうふうに、国際社会が一致して平和の回復のために努力をしている際に具体的に日本がどうするかということについて、今の改正でござい

ます。

○池田（元）委員 また、アンゴラにつきましては、輸出及び仲介貿易が規制の対象とされており、これらについては許可及び承認制に係らしめております。

○池田（元）委員 二番目の発動の条件、ここが大変問題なんです。経済制裁はどんな場合に発動されるか。

○榎原政府委員 まず、今回の改正案では、我が

ために、国際情勢に対応した経済制裁の発動を機

動的、効果的に実施できるために、先ほど申し上

げましたように発動要件の整備を行つておるとこ

ろでございます。

また、経済制裁等を実施するためには、まず取

引当事者が自己責任でその義務を遵守するとい

うことが求められるわけでございます。その違反に

対しては罰則規定が設けられております。取引當

事者の違反に対する罰則は、三年以下の懲役または

百万円以下の罰金といふことございます。

さらに、その実効性を確保する観点から、他人

のために送金を業として行う銀行等の目で資金の

流れをチェックする仕組みが重要であるため、今

の改正案においても銀行等の確認義務の規定を

設けたところであり、今後とも、経済制裁等の機

動的、効果的な実施に努めてまいりたいと思って

おります。

○池田（元）委員 ななかこの実効性を確保する

のは大変だと思うのですね。しかし、やはりる

以上はしっかりとやらなければならないとは思

います。

○池田（元）委員 現在、イラクなどに経済制裁が発動されており

ます。発動継続中の経済制裁を簡単に、国名ぐら

いを中心にお願いします。

○榎原政府委員 経済制裁の対象とされている國

は今三ヵ国でござります。イラク、リビア、アング

ラでございます。

○池田（元）委員 さことに、非軍事的措置が不十分な場合には、

さらに国連軍による軍事的措置まで国連憲章では

想定しているわけですから、これは、国連軍

はできないので、そこまではいったことがない

と

ます。

○池田（元）委員 次に、法案の四十八条三「国民经济の健全な發



ですが、コンサルティング・ワイズ・コングレスとあります。議会との協議では、大統領は、可能であればどんな場合でも、権限行使する前に議会と協議しなければならない、及び権限が行使され続ける限りレギュラリーに議会と相談、協議しなければならないとなつております。また、輸出管理法という別の法律では、経済制裁をする場合には関連する企業と協議する、議会との協議も必要としている。三権分立がはつきりしているアメリカでも議会との協議が必要になつていて、議会と協議する、議会との協議も必要としている。

一方、ドイツはどうか。ドイツでは、対外経済法に基づく連邦政府法規命令によつて経済制裁を行つ。当該法規命令は、公布の後遅なく連邦議会及び連邦参議院に報告されなければならぬ。

連邦議会が公布後四カ月以内に廃止を要望すれば、遅滞なく廃止されなければならない。さらに、対外取引の許可権限を連邦政府に与える内容の法規命令については連邦参議院の承認が必要とされて

いる。議会の承認のどこがおかしいんですか。この重要な問題について、それでも国会の承認を必要としない理由はあるのか、大臣にお伺いしたいと思います。

○三塚国務大臣 毎回お答えをしておるところでございます。

法律に基づいて委任をされる明示をされた事項、これが政令であります。よつて、法律の審議においてこのことを確定をしていただきますとその

とおりに對応するということになるわけでありま

して、イラク、湾岸戦争の経験にちなみながら、国連決議を待つということになりますと、おわかり

のようにある程度の時間的なものが当然出るわけ

でありますから、それでは国家としての責任を果たすことにならないということで、今日の有事に

対する基本的な我が国の取り組みを、外為法の中

に、その分野について入れさせていただいた、こう理解をしております。

報告は、国会が開いておれば、毎回言つている

とおり、前にか後にきらつとさせていただく、こ

ういうことあります。

○池田(元)委員 最後の御答弁はしっかりと受け

とめました。

国会への報告は、アメリカでも五項目について

報告をしております。公表も、当事国、相手国への

シグナルとしても重要ですから、ぜひはつきりと

やつていただきたい。

最後に、一言だけ申し上げたい。

金融インフラについてもちょっとお尋ねしたい

のですが、それはまた、これから日銀法その他の

審議もありますのでそこでやりたいですが、対

外経済取引の管理調整の基本法としてこの外為

法・外國貿易管理法があるわけですね。ところが

自國の安全、国民、市民の安全については、有事規

制について重大な不備があると私は重ねて指摘し

たいと思います。また、国会とのかかわりを断つ

てのことにつきましても、議会制民主主義の立

場からいって大きな問題があるということを申

上げまして、私の質問を終わらせていただきたい

と思います。

修正案にぜひ賛同をお願いいたします。

○長野政府委員 先ほどの私の答弁に誤りがござ

いましたので、訂正させていただきます。

野村証券の記者会見に関する連絡でござります。

けれども、三月六日、たしか前日と申し上げまし

たけれども、当日でございましたので、訂正させ

ていただきます。(池田(元)委員「午前中」と呼ぶ)

はい、午前中でござります。

○額賀委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海です。

いわゆる日本版ピックパンをめぐる議論では

そういうのを否定する論調が盛ん

であります。自由化方能論が振りまかれています。

しかし、金融自由化は手放しで評価できるのか

国民にとってプラスになるのか、そのことを明ら

かにしながら、外為法改正案について質問をした

いと思います。

まず、金融自由化のもとでは、自由化と銀行や金融機関などの持つ公共性とのかかわり合いが問われることになります。その例として、銀行店舗行政の問題をちょっと最初に取り上げたいと思ひます。

金銀協の「金融」という雑誌の九六年十二月号

は、大蔵省の銀行店舗行政について解説して、こ

ういうふうに言つています。「過当競争防止等の

観点から、店舗数の増加を抑制する政策をとつ

きました。また同時に、店舗の廃止による顧客利便の

低下を回避するとの観点から、店舗の廃止、配置

転換等についても一定の規制を行つていた」こ

う言つています。

大蔵省は、銀行の公共性に照らして、店舗の政

策の中で、店舗の廃止による顧客利便の低下を回

避するという観点、これをこれまで必要としてき

た、この点は間違いないと思いますが、御確認を

願いたいと思います。また、現在でもその有効性

に変わりはないと思いますが、いかがでしょうか。

○山口政府委員 店舗の廃止の際には、その当該

店舗の業績等を考慮しまして、預金者に大なる影

響が及んではならないというような観点から、そ

ういった配慮をしてきたということをございます。

○佐々木(陸)委員 今も変わりありませんか。

○山口政府委員 その時代時代によりまして、そ

の自由化の進展とともに、公共性に対する考え方

というのは若干の変化はあると思います。ただ、

底に流れる預金者に対する配慮というものについ

ては、ある程度の思いやりといふものが必要であ

らうということは同じだと思います。

○佐々木(陸)委員 前回の委員会で、我が党の佐々

木憲昭委員が、銀行のリストラ問題を労働者の雇

用という点から取り上げましたけれども、リスト

ラの一方では、店舗の廃止、縮小、無人化という流

れをつくり出しております。今、そういう点につ

いていろいろ配慮をすると言いましたけれど

も、実際のところ、金銀協の調査分析でも、銀行の

国内店舗数は、九三年をピークに横ばいあるいは

減少に転じております。店舗の統廃合や無人化、支店がなくなるといった事態が生まれています。

地域といつても田舎の話ではありません。例え

ば東京都清瀬市と埼玉県新座市にまたがる住都公

團清瀬旭ヶ丘団地では、昨年三月、さくら銀行が、

団地内の唯一の銀行窓口である旭ヶ丘出張所の窓

口を閉鎖し、ATMのみの無人化店舗にすると発

表いたしました。この地域には、周辺四キロ四方

に銀行がありません。無人化されれば、バスで二

十分かかる清瀬駅前にしか銀行窓口がなくなると

いう状況であります。

同様に、世田谷区の住都公園希望ヶ丘団地でも、

大蔵大臣の近くだそうであります。周辺地域の

唯一の銀行である住友銀行希望ヶ丘出張所が、昨

年十一月に窓口業務の停止とATMだけの無人店

舗化を打ち出して、一万六千人の利用者が通知を

いたしました。窓口業務の統合先は三・五キロ離

れた下高井戸支店になりますが、そこに行く公共

交通機関がないという状況であります。

そこでお聞きしますが、現行の九五年六月二日

に出された店舗通達は、「利用者利便の観点から、

「店舗の設置が必要と思われる地域への店舗設置

についても配慮させる。」というふうに述べてお

ります。旭ヶ丘団地や希望ヶ丘団地での銀行窓口

の閉鎖は、この通達の趣旨である利用者利便の觀

点に沿うものとは言えないのじゃないでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

各金融機関におきましては、店舗網の見直し、

人員の削減、徹底した経費削減、合理化など、経営

全体の合理化努力を一方で続けておるわけでござ

ります。そうした中で、いろいろな店舗の問題も、

これまでの有人の店舗を無人化していくというよ

うな方策をとるところも最近ふえていくわけでござります。

しかし、その際にも、御指摘のような例をお挙げいただきましたけれども、各地域のお客様等の利便性の確保ということに最もできるだけの留意をしながら、その無人店舗への変更についてもいろいろ配慮をしながら、そうしたリストラを続けているということだろうと思うわけでございまして、したがって、そつしたことがその通達の趣旨に反するということではないと思います。

○佐々木(陸)委員 通達の趣旨に反するものではないとおっしゃいますけれども、ATM化されば、公団住宅の高齢化のもと、このATMのみでは、機械にふなれなお年寄りにとって極めて不自由になるという声が強く上げられているわけあります。

希望ヶ丘団地では、団地の住民が反対署名の運動を広げているさなかの昨日、住友銀行は窓口閉鎖を実施いたしました。清瀬旭が丘出張所では、周辺地域の町内会、商店会を含む大きな反対運動が起り、昨年九月には、清瀬と新座の両市議会で、無人化計画の撤回を求める請願も全会一致で採択されました。清瀬の市長、新座の市長も、無人化撤回への協力を表明しています。言つてみれば、ここでは町を挙げて反対していると言つてもいい状況であります。しかし、さくら銀行は無人化の方針を変えず、八月から実施をするということになつております。

私はここに、九五年九月の「ニューファイナンス」という雑誌を持っておりますが、ここで、大蔵省銀行局総務課金融調査官里館健彦さん、この方の、今の店舗通達についての解説が載つております。すけれども、ここでも「廃止するのも、地元の了解をきちんと得た上で」という解説つまり、この解説に照らせば、市長も市議会も何とかしてくれと言つてゐる中での無人の強行は、少なくとも好ましい対応とは言えないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○山口政府委員 廃止する場合に、地元の了解が

得られれば、それは一番スマーズいくと思いますし、そういうことが最も望ましいと私は思いました。

しかし、それが条件だということで、無人化もできない、リストラに努めようとしてもそれが公共性の観点からやることができないという事態では、これはまた一方で、自由化が進み、競争が激化している中で、銀行としてその経営戦略が立てにくいということになるわけでございます。

したがいまして、一番問題が少ない形はそうであろうということを指摘しているだけでありまして、問題としては、そういった自由化の中で店舗行政を自由にしていきます一方で、地元の人たちあるいはお客様との関係ができるだけスマーズにやつてほしいということがその趣旨でございまして、一律に、その同意がなければできないというのではございません。

ちょっと御披露させていただきますと、今先生の御披露いたしました世田谷の件でござりますけれども、無人店舗に変更した後は、お年寄りなどその機械の扱い方等がなかなかのみ込めないだろうということで、職員の配置をしばらくの間は継続しますということも言つておりますし、それから、もう一つの清瀬の例におきましても、この無人店舗への変更を昨年の六月に予定しておりますが、こどしの八月まで延期しているというよ

うな、最大限の配慮をしているというふうに聞いております。

○佐々木(陸)委員 もちろん配慮は、それなりに運動が起つればそれに対応してするの自然なですけれども、先ほどの里館さんの文章の中でも、「赤字だけれどもこの町に一つしかない、この村に一つしかない」という店をどうするかという問題、今後はそういう問題が切実な問題になつてくると思います。」というふうに指摘をしている。これは九五年に書いたものでけれども、まさに二年前からもうそういう事態を想定をしていたわけでありまして、そういう利用者の側の利便といふものを決して無視してはならないし、これに大蔵

省が無策であつてはならないと思うのです。

ですから、大蔵大臣にお願いしたいと思いますけれども、こういう事態が起つた場合に、地元の合意と納得が得られる方向を可能な限り大蔵省としてもしっかりと指導すべきだというふうに思っているのですが、大臣、いかがでしょうか。

○三塚国務大臣 ただいま佐々木議員と銀行局長のやりとりを聞いておりました。銀行がさらに経営を改善して力をつけていかなければならぬという一方の要請、そういう営業方針のもとににおける無人化というのがあります。一覧表を見てみると、微増でございますが、それを懸念されて地元の意見をと被われる趣旨は理解しないわけではございませんけれども、何せ自分の両足で立つて、ビッグバンに備え、健全経営でいきたいということ、また住民の皆さんの中のニーズも見逃してはならないのだろうと思います。

そういう中で、それぞれの銀行が丁寧に町内会、また地区住民の皆さんにお願いということで通知をしておるということありますので、そこはさらに丁寧にやるよう、銀行局長から、いろいろと意見があつたことをお伝えをさせていただきました。

○佐々木(陸)委員 まさに最初に指摘したように、自由化オノペレードという中での公共性という問題の矛盾があると思うのです。国民党は超低金利で銀行に大いに協力をしているわけありますけれども、そういう中でも、自由化ということが旗印に掲げられると、こういう矛盾が起つてくるという問題があると思うのです。

三月に再改定された政府の規制緩和推進計画には、店舗規制の一層の緩和が盛り込まれております。店舗開通連絡の廃止という方針も伝えられております。しかし、銀行は免許業種として、繰り返しますけれども、公共性を持つてはならないことを貫徹してまいりたい、これからも主張していくところであります。

外國為替の問題でも、自由化推進の一方で、為替の安定という公共性の確保の視点が求められることが追求されており、これが公共性を唯一の命題として行動する、これは目に見えているわけです。それが国民の生活にマイナスの影響を与えることは店舗の統廃合問題を通して非常に明らかだと思うのですね。ですから、公共性を持つて存在に生きるらしい行動をとらせる上では、私たち一定の公的規制が必要であるということを貫徹して主張してまいりたい、これからも主張していくところであります。

外國為替の問題でも、自由化推進の一方で、為替の安定という公共性の確保の視点が求められることが追求されており、これが公共性を唯一の命題として行動する、これは目に見えているわけです。今回の外為法改正案では、自由化を促進し、東京市場の活性化を図るということが追求されております。その根本は徹底した自由化であります。為替や貿易に対する管理という概念も放棄する、外國為替に着目した大蔵省の指導や監督の役割も放棄する、市場のことは市場に任せることであります。その根柢は徹底した自由化であります。為替や貿易に対する管理という概念も放棄する、外國為替に着目した大蔵省の指導や監督の役割も放棄する、市場のことは市場に任せることであります。

では、その市場はどうなつているか。一年間を通しての商品、物の国際的な流れ、世界の貿易の額は、最近の資料では年間約五兆ドルであります。

これに対し、現在の世界の外国為替市場の一日の出来高はほぼ一兆六千億ドルでござりますから、一年分の貿易に必要な外国為替取引はほぼ三、四日で済んでしまうという勘定にもなります。この三、四日間以外は、資本取引に伴う外国為替取引及び外国為替取引そのもので投機的益をせしめようとする取引ということに実際上なつてゐるわけであります。

○ 横原政府委員 先に技術的な問題をお答えさせさせていただきますけれども、投資家、いわゆる資産運用を持っている方が資産運用をするときに、できるだけ高い利回りを得たいと思うのは、これは当然でございまして、その行為を私は投機と呼ぶことがあります。

ありまして、だからこれが本当にこういう撓屈に対する有効な手段になるという位置づけではないようです。市場原理、マーケット主義の尊重が強調されている。

口政策の協調を行う、あるいは情報の交換を行う、あるいは場合は協調介入を行う、そういう政策の協調によって為替の安定を図るということを私ども基本としているわけでございます。

これに対し、現在の世界の外國為替市場の一日の出来高はほぼ一兆六千億ドルでございますから、一年分の貿易に必要な外國為替取引はほぼ三、四日で済んでしまうという勘定にもなります。この三、四日間以外は、資本取引に伴う外國為替取引及び外國為替取引そのもので投機的利益をせしめようとする取引ということに實際上なっているわけであります。

ですから、今日の為替相場というのは、いわゆるラッジアードによるリバウンド区间に入りました。層拡大することにしかならないのじやないでしょか。為替投機の存在を、大臣、どのように考えておられるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○樺原政府委員 先に技術的な問題をお答えさせさせていただきますけれども、投資家、いわゆる資産を持つている方が資産運用をするときに、できるだけ高い利回りを得たいと思うのは、これは当然でございまして、その行為を私は投機と呼ぶことになります。これが、このように思つておる。

ありまして、だからこれが本当にこういう撹乱に対する有効な手段になるという位置づけではないようあります。市場原理、マーケット主義の尊重が強調されている。では、どのようにして為替の安定を図るのか。柿原局長は、我が党佐々木委員への答弁の中で、非常にインフォーマルに市場関係者と情報交換を行っていると言い、インフォーマルな情報交換が極めて重要だと言い、事後報告とマーケットとの間で、常に情報交換をしていきたい、常に行動していく所であると言ったのです。

口政策の協調を行う、あるいは情報の交換を行ふ、あるいは場合は協調介入を行う、そういう政策の協調によって為替の安定を図るということを私ども基本としているわけでございます。それから、当然のことながら各当局は、市場の動きを正確にモニターしていくことが非常に大事になりますから、ファンドマネージャーあるいはディーラー、トレーダーといった方々と常にインフォーマルな意見の交換、情報の交換といふを行つて、市場をよくして、また、

マネーが大規模に、瞬時に、自己の最大限の利益を求めて世界の市場を徘徊する。國の經濟や國民的利益などは關係ない。例えば一九八七年でしたら、どうか、ニュージーランド・ドルを暴落させてしま利をむさぼったし、九二年のヨーロッパの通貨危機の激動に際してはポンドを暴落させて大もとうけをした、さらに九三年のメキシコの通貨危機では、これは國際的な投機筋の動きによって一国の經濟が文字どおり打ちのめされたという例もあります。

御指摘の、例えばヘッジファンドあるいは  
ミューーチュアルファンド、いろいろなファンドが  
ござりますけれども、これは投資家の大事な資金を  
を集めて、それをできるだけリスク回避しながら  
高い利回りを得よう、そういう行動をしている  
わけでございますから、我々はこれを資本取引と  
いうふうに言っておるわけでございまして、これ  
がすべて投機だというふうに割り切ることはでき  
ないのでないか、そういうふうに考えておる次  
第でございます。

常日ごろの対話を非常に重視する方向に行政を変化しているということを強調されました。ある新聞紙上で榎原局長は、「ヘッジファンドと意見交換している」、毎日話をしているのだということも強調されています。

○佐々木(陸)委員 ヘッジファンドの為替投機が  
引き起こした九二一年九月十六日のイギリスのブ  
ラックウエンズデー、これはイギリスが欧州通貨  
協定からの離脱を余儀なくさせられました。当時  
のイギリスの蔵相は、大量の投機資金が為替維持  
の制度を搖るがせたなどと云いました。一方、  
そのボンドの暴落を演出したヘッジファンド  
の側は、これはある米投資専門会社社長の発言で  
すけれども、中央銀行にとつては楽しい出来事で  
あるからどういう状況にあるかといふことを  
いうことができるだけ的確に把握するということ  
に努めているわけでござります。

大蔵省国際金融局のある課長さんかことし  
月二十日号のある金融専門雑誌にこう書いていま  
す。「外國為替管理制度の抜本的見直しに向  
けて」、今度のこの改正に向けての文章の中であり

のを特定の会社かたくさん集めて、それによつて世界の為替相場まで左右しながら、そこから利益をむさぼるということが現実に行われているわけです。

理は、さきに見たように自己の最大限の利益追求だけでありまして、為替の安定をこういうものとの対話や情報交換に求めるのでは国民経済の安定維持は守れないのではないか。どうぞ

はなかつたたうしかしこれは多くの人々が利益を得るための必要不可欠なゲームだとまで言つております。投資を求める世界がこれを必要としている、国家の経済運営などは一顧だにしてい

ますが、「世界の投資家は考えるいちばん有利な方法で資産を運用できるようになつた。」世界の各金融資本市場は、そいつた機能を取引者にどの程度提供できるかで、評価される時代となつた。市場が取引者を選ぶのではなく、取引者が市場を選ぶ時代となつた。」というふうに述べております。

我が国も、九五年に円が一時八十円を突破するという急激かつ異常な円高によって、国内の中小企業や地場産業などが甚大な打撃を受けました。為替相場の安定や通貨の安定は日本経済の安定的な発展の根本条件であり、その実現こそ外為法の目標として明示されているものですが、しかし、このペッジファンドの動きなどというのは、ここに

○ 横原政府委員 お答えいたします。  
まず、委員御指摘のよう、現在世界では一日で一兆六千億ドルの為替取引が行われておるといふ、これはB.I.S.の報告でござりますけれども、そういう状況でございます。ですから、為替レートというのはまさにもう無数の為替取引に参加している人たちによつて決められるわけでございま

ないという状況でありまして、こういうヘッジファンドの行動を当てにすることはできないわけであります。

私ここに持つておりますのは、これは九五年のある雑誌ですが、東京銀行常任参与の本田敬吉さんという方が「資本移動の自由化、証券化、グローバリゼーションが入り込んで、やや制御不能に

そこで、大臣にお聞きしたいと思いますが、ヘッジファンドによる為替投機を当然の前提とし

を本当に搅乱するものとして存在していることは間違いない事実であります。

すから、一国の政府が為替レートをコントロールするということはできない時代でございます。

て東京市場の自由化を今進めるというわけでありありますけれども、そうなつてまいりますと、これは結局のところ、ホットマネーのために環境整備を進めることに結果としてはなるのであり、巨大な賭博場と批判される外為市場の投機性を一

しかも、そういう外為法の目標を達成する一つの重要な手段である経済的理由での有事規制といふのですか、これについては榎原金融局長は、世界恐慌のようなことが起これば発動もあり得ないということではないという程度に位置づけているわけですが

ただ、私ども、為替の安定が経済にとって極めて重要な立場から、G-7等の会議で各当局が情報を交換するなど、それから、場合によると政策の協調を行うことなどござります。金融政策あるいはマクロ

す。

ところが、今度の外為法の改正が進める自由化の方向というのは、言つてみれば、このジャンボ機からバイロットをおろそうということに結局のところなっているわけでありまして、為替市場の現状に照らせば、為替と経済の安定のためには投機的資金の監視の強化や為替投機の規制、経済的理由での有事規制の強化などの方向がむしろ必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○榎原政府委員

お答えいたします。

日本経済は基本的に資本主義であり市場経済でございますから、為替レートといったような市場の価格は基本的に市場が決める、そういう原則は貫かなければいけないと思っております。

ただ、為替の安定というのは非常に重要なものでございますから、これは当局としては、できるだけ市場の動きはつかみ、あるいは関係当局と協調し、その安定に努めているということでござります。

○佐々木(陸)委員 榎原局長は一九九五年四月十七日号の日経ビジネスで、当時は大蔵省財政金融研究所所長であったのですが、「マーケットが、デリバティブあるいは新規に民営化された企業の株式という「妖怪」が徘徊するバクチ場に近くなりつつある」という認識も示し、「我々に必要なのは、いかなる公的モニター装置を整えて、私の資本の国境を越えた取引を監督するか」ということながら、規制は自由と反対概念でございまして、自由の中でいかに生き延びるかということでたくましさができます。

○三塚国務大臣 自由主義経済が今日の世界の安定、平和をもたらしております。そういう意味で、為替はその市場のファンダメンタルズで動いていくことは常識であります。規制は自由と反対概念でございまして、自由の中でいかに生き延びるかということでたくましさができます。

○鶴賀委員長 次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 いつも十分間質問ばかりやって、急に三十分やれと言われましてもこれは容易じやありませんが、質問をさせていただきます。

今回の外為法改正によりまして、御承知のとおり我が国の経済も財政も、そしてまた金融も、ひいては個人金融資産についても非常に影響があるわけであります。そういう影響に対してもマイナス面が出ないような総合対策みたいなものは当然考えておられると思うのです。外為法改正、やつたはいいけれども、どうもなれないものですから混乱が起きたというようなことにならないように、あらかじめきちっとした総合対策といつもの用意しておく必要があるのではないかと思いまが、その点はいかがでございましょうか。

○榎原政府委員 総合対策という意味では、金融システム改革を全体として進めるということです。

改正でございますけれども、証取法、銀行法、企業会計法、さらには税制というようなことで、総合的に対応しておるところでござります。

○吉田(公)委員 外為管理法改正によりまして、外為管理の実事上の廃止は資金の海外移転を自由にするわけですね。源泉課税を基本としておりま

す現在の税制度の継続を困難にするのではない

か、こういう危惧があるわけありますが、その

えばあるのじやないでしょうか。アレトンウッズ

委員会は、現行国際金融システムに為替相場の行き過ぎた均衡水準からの乖離や乱高下といった欠陥を認め、各國の政策協調のあり方と通貨制度改革の検討を行つてある。あるいは、カナダかトーピン税というようなものを提案していたというこどもあります。

こういものをそのままやれというわけではありませんけれども、大蔵大臣にお聞きしたいと思うのですが、投機的な資金の流れを規制して為替の安定を図る国際的な仕組みというものを各國が協調して整えていく努力が必要になつてゐるの

ぢやないか、そういう方向を本当のグローバルス

タンクードとして確立していくために日本が積極

的なイニシアチブを發揮すべきだと私は考えるの

ですが、大蔵大臣の見解はいかがでしょうか。

○三塚国務大臣 自由主義経済が今日の世界の安

定、平和をもたらしております。そういう意味で、

為替はその市場のファンダメンタルズで動いてい

くということは常識であります。規制は自由と反

対概念でございまして、自由の中でいかに生き延

びるかということでたくましさができます。

以上のことを申し上げまして、質問を終わりま

す。

○鶴賀委員長 次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 いつも十分間質問ばかりやって、急に三十分やれと言われましてもこれは容易じや

ありませんが、質問をさせていただきます。

私は絶えずそのことを言い続け、G7の申し合

わせということで位置づけをさせていただき、自

然して適切な対処をするということにさせていただ

いております。二月のベルリンのG7におきまし

た経済成長にプラスをもたらしません。困難をも

たらすものでござりますから、G7は、本件に對

して適切な対処をするということにさせていただ

いております。

○吉田(公)委員 所得を把握する、あるいは資産

を把握する上で納税者番号を入れて、これによ

り名寄せをする等々のことをする、これは一つの

アプローチとしてアメリカがやつてはいる方

式であります。これも一つの方法かと思いますが、し

かし番号を入れることは、私ども税の立場からは

ありがたいことではありますけれども、国民一人

一人のお立場から考えたときに、これは義務づけ

られる。例えば口座を開く、あるいは資産を取得

する。その場合に番号も告知しないといけない、

そのことによって、場合によつてはその御本人の

意識として、プライバシーを侵される、自分の情

報が役所の方に入つていくことについて望ましく

ないと考える方いらっしゃる。そういったこと

でヨーロッパの各國では、議論はいろいろされて

ますけれども、納税者番号がフランスとかドイ

ツでは入らない、北欧では入つております。そ

うに、国ごとに国民の皆様が納税者番号という

ことについての十分な御議論をいただいた上でこ

れは判断しないかなければいけないと思つてお

ります。

○吉田(公)委員 税制の立場からは、税以外の制度が余り資金が動かないようになつていれば、それはそれで税の立場からは動きやすかつたと思ふけれども、ただし、経済がこれだけ自由化し、その方向に日本がいくということを決して悪いことではないと思います。その中で、なかなかやりにくい面はありますけれども、各国がそれぞれども、ただし、経済がこれだけ自由化し、その方向に日本がいくということを決して悪いことではないと思います。その中で、なかなかやりにくい面はありますけれども、各国がそれぞれども、ただし、経済がこれだけ自由化し、その方向に日本がいくことがあります。

○吉田(公)委員 税制調査会ではかなり前からこれを議論

しております。政府の税制調査会としては、納番の本質を国民に十分知つてもらひながら、今後の税務執行のために非常にアラスでもあるので、この辺、総合的に考えると、うふうに私どもに指示してもらつてあるところです。

○吉田(公)委員 そこで、為替取引の自由化に対応して国内の金融市場の自由化が仮に実現しなかつた場合、そういう場合には国内資金の海外流出が加速をするのではないか。国内預金の減少が懸念されるということではあります。そういう点について我が国の対応というのは大丈夫でしょうか。

○榎原政府委員 お答えいたします。

外為法の自由化というのは、実は段階的に進んでまいりまして、けさの質問でもそういうことがございましたけれども、プロの間では国境を超えて金融取引が既にかなり自由になつておったという部分がござりますので、外為法改正をして直ちに大量の資金が流出するというような事態にはならないものというふうに思つております。ただ、国内の金融の自由化が全く行われないと、いうような状態、全く進まないというような状況があるとすれば、これは数年後にはかなりの資金が外に出していくということも可能性としては十分考えられるというふうに思つております。

○吉田(公)委員 我が国の個人金融資産というのには約千二百兆円ある、こう言つておりますが、その流出要因の一つに外為法改正があるわけあります。そのほかに、ビッグバンとかあるいは金融不安だとか低金利という問題もありますけれども、その千二百兆円というのは実は我が国の財政赤字を支えているものになつていて、そのもとになっている千二百兆円の個人金融資産がどんどん流出することによって、我が国の体力が、血液が流れ、言つてみれば貧血になるのではないか、そういう心配があるわけあります。その点はいかがでございますか。

○榎原政府委員 我が国の低金利、あるいはドル金利が高いということで我が国の金融資産が直ち

に流出するのではないかというような懸念が実は

いろいろなところで表明されておるわけでござりますけれども、これは、実は為替リスクをどう評価するか、双方の国のファンダメンタルズがどうか。そういうことによつているわけでござい法もあるわけでございます。

例えば米国債を買う。一年物の米国債を今買います。だと、通常の日本の居住者の場合は、一年たたきにドルから円にまた転換するわけでござります。そのときに為替リスクが生ずるわけござりますので、その為替リスクをゼロにしま

す。すると、ドル金利は大体五・九%ぐらいになるわ

けでございます。ですから、未来永劫ずっとドルで持つておれば五・九%の利回りがあるわけでござります。

ただ、通常の日本の居住者の場合は、一年たたきにドルから円にまた転換するわけでござります。そのときに為替リスクが生ずるわけござりますので、その為替リスクをゼロにしま

す。すると、ドル金利は大体五・九%ぐらいになるわ

けでございます。それは一年先にドルを円に売つておく、

先物で円を売るという行為でござりますけれども、それを例えればアメリカの一年債でありますと、ドル建ての金利は五・九%でござりますけれども、それを円建てにして直しますと〇・二%ぐらいにしかならないということです。むしろ日本で残存期

間一年の国債を買った方が利率が高いということ

でござりますから、為替リスクといつもの勘案すれば、ドル金利と円金利の差が大きくなるから

一挙に資金が流出するということにはならないと

いうふうに思つております。

○吉田(公)委員 先ほどの関連であります。外

為法の改正によって個人投資家が事後報告だけで

投資家による外貨建てを行わされている、こういう

ことのようであります。外為改正は二〇〇一年に予定されているビッグバンに先行して行われるわ

けであります。それに合わせて有価証券取引税の見直しだとか、あるいは株式売買委託手数料の

自由化が迫られる事になる、こう言つております。

○吉田(公)委員 国債や地方債が市場化すると言

われるわけあります。例えば地方公共団体が

来年四月一日から為替が自由化になる、そういう

とき、海外に口座が持てるようになればそちらで有価証券の取引をしやすくなるといったような、いろいろな背景から、今までの有価証券取引税を置いておいて大丈夫かということを御議論いただいているわけでございます。

こうした有価証券取引税を含む金融・証券税制全般につきまして、私ども、新しい自由化の市場の中での位置づけがいいかということを議論しなければいけないと思つております。これ

は、一つの面では緩和をしていかなければならぬ

い、もう一方では、資料情報制度と言つています

ように、今までにない、お金の流れを税制の面か

らとらえる、そういう仕組みもつくていかなければいけない、両面から対応していかなければならぬ

金利のいい外国銀行に預けて基金をつくる、その利回りでいろいろな団体の運用等を図るということ

とあるわけあります。地方公共団体が外国に

にお金を積んで、仮に、我が国よりか金利がいい、

したがつてイギリスの銀行に積んだ方が利回りがいいから、ひとつの方をお伺いしたいと思います。

○榎原政府委員 当然、個人も地方公共団体も外

国に預金をすることが完全に自由になるわけですが

いかからその方がいいと判断した場合に、地方公

共団体がそういうことをすることができるのかど

うか、ひとつの方をお伺いしたいと思います。

こうした有価証券取引税を含む金融・証券税制

全般につきまして、私ども、新しい自由化の市場

の中での位置づけがいいかということを議論しなければいけないと思つております。

御質問の有価証券取引税につきましては、税制

全体の中で年末までに議論をいたしました。来年度改正として提案してまいりたいと思っております。

御質問の有価証券取引税につきましては、税制

全体の中で年末までに議論をいたしました。来年度改正として提案してまいりたいと思っております。

○長野政府委員 手数料に関する御質問がございましたので、お答え申し上げます。

株式委託手数料につきましては、既に実は平成六年から大口取引、十億円以上につきましての自由化措置を始めておりますが、これから株式市場といつたものも国際化してまいりますと外国に取引が流れるのではないかという問題意識も、この問題を扱うときには当然考えなければならないと思つております。そういうことを除きまして、証券会社自身の自由な創意工夫でもう少しいろいろなサービスと自由な対価があつていいのではないかという考え方もございます。

いずれにいたしましても、御指摘のように外為法の改正で後さらに自由化が進められていく中で、この問題もどのように対応すべきか、早急に結論を出していかなければいけないと考えており

ます。

○吉田(公)委員 このことは、地方公共団体は、

今局長お答えになりました為替リスクは当然あるのですけれども、つまり、市区長あるいは県知事が提案をして議会の承認を得れば、直接やるか銀行を通じてやるか、それはもちろんその判断です

けれども、法制化も何もしくて、果たして地方公共団体がそういうことができるかどうか。

○榎原政府委員 ちょっとお答えさせていただきました。

外為法に関しては完全に自由になるということ

でございまして、それぞれの地方公共団体で資金運用に対して法律なり規制なりがあれば、これは当然それに従うということです。

○吉田(公)委員 次に、我が国の金融市場というのは、どちらかというと非常に閉鎖的だと言わ

てまいりました。そこで、財政制度や政策の転換を考えることは不適切になつてゐる。特に外為管理の改正に伴つて、事実上これが廃止されるということは、税制も含めた財政に対しても大きな影響を与えるを得ない、こういうことがあります。

今度の外為法改正に伴つて当面予想される財政への影響はいろいろあると思いますが、例えば大きな課題としては、今度の改正によつて財政にどういう影響があるのか、もし予想されることがありましたら御答弁いただきたい、そう思います。

○榎原政府委員 今回の外為法改正で、例えば金利にどういう影響があるかということは、これはちょっと予測ができないことであろうと思います。先ほど申し上げましたように、資本がどういう形で動くかということ、資本がどのくらい流出するか、あるいは流入ということもございますので、その辺は非常に予測しがたいことでございますから、もし財政に影響があるとすれば国債市場を通じて影響があるということだらうと思ひますけれども、国債市場に対する影響というのは、そのときの経済状況あるいはファンダメンタルズの動向、そういうものに左右されますので、外為法改正によってこういう影響がある、あるいはこういう方向に影響があるということは言ひきらいといふふに思つております。

○吉田(公)委員 我が国の低金利政策を転換しなくて対応できるのかどうか。つまり、低金利政策といふのを途中で転換して対応できるようにしていく、そういうことにならないかと思っておりまですが、日本の低金利政策と外為法改正とはどういう状態にあるのか、低金利政策を続けていつた方が我が国にとって有利なのかどうか、その辺をお尋ねしたいのです。

○榎原政府委員 外為法改正で、確かに資本取引、

通貨を超える取引が自由になる。ただ、自由になると申し上げましても、先ほど申し上げましたように、既にプロの間では自由になつておりますから、マーケットの取引としてはもう相当自由である、それが最終的に完全に自由になるということ

でござります。

それでは、その自由になることによつて金利にどういう影響があるかということについては一義的には決められないことでござりますから、我が國がどのような金融政策をとるかということ、外為法改正によって資本取引が自由になるといふことに関する直接的な連関はないというふうに考えております。

○吉田(公)委員 今のとちょっと関連するかも知れませんが、財政を取り巻く環境として、実は外為法改正も一枚かんでいるわけであります。今後、超高齢化、少子化あるいはビッグバンの要因で、戦後半世紀金融改革は余り行われていなかつた、つまり我が国は財政主導型の金融政策を実施していた、その前提となる閉鎖的な金融市場が崩壊することは財政運営に対して大きな影響を与えるのではないか、そう危惧されるのであります。

その危惧は全く無用であります。しかし、もし財政に影響があるとすれば国債市場を通じて影響があるということだらうと思ひます。先ほど申し上げましたように、資本がどういう形で動くかと云うこと、資本がどのくらい流出するか、あるいは流入ということもありますので、その辺は非常に予測しがたいことでございますから、もし財政に影響があるとすれば国債市場を通じて影響があるということだらうと思ひますけれども、国債市場に対する影響というのは、そのときの経済状況あるいはファンダメンタルズの動向、そういうものに左右されますので、外為法改正によってこういう影響がある、あるいはこういう方向に影響があるということは言ひきらいといふふに思つております。

○吉田(公)委員 私が運任かどうか、ちょっとと定められども、国債市場に対する影響というのは、そのときの経済状況あるいはファンダメンタルズの動向、そういうものに左右されますので、外為法改正によってこういう影響がある、あるいはこういう方向に影響があるということは言ひきらいといふふに思つております。

○吉田(公)委員 我が国の低金利政策を転換しなくて対応できるのかどうか。つまり、低金利政策といふのを途中で転換して対応できるようにしていく、そういうことにならないかと思っておりまですが、日本の低金利政策と外為法改正とはどういう状態にあるのか、低金利政策を続けていつた方が我が国にとって有利なのかどうか、その辺をお尋ねしたいのです。

○榎原政府委員 外為法改正で、確かに資本取引、

さいます、心配ないとは思ひますけれども、果たしてその点についていかがでござりますか。

○榎原政府委員 お答えいたします。一つは、両替業務について本人確認義務を課しておるというふうでござります。もう一つは、税関における支払手段の持ち出し・持ち込みについて事前届け出制という措置をとつておるということでございまして、この二つが本外為法がマネーロンダリングに対してとつておる対応でござります。

○吉田(公)委員 單純に考えますと、個人資産金融、つまり、日本は低金利なものですからどこかでございませんけれども、マーケットにおいてはまだ教育資金の積み立て、高齢化への積み立て、そういうものをやっている人たちにとっては大打撃なわけですね。ですから、この低金利政策といふのは、いい面もあるけれども、反面そういう弱者に対しては非常に厳しい政策でありまして、これらについてもつともつと対策を考えるべきだ、こう思います。

そのことが一つと、もう一つは、個人資産運用するために、外國に金利の高いのがたくさんありますよといふようなことで、個人資産をねらつて出資法違反みたいな業者が出てきて、海外へ投資をすれば非常にもうかりますよ、こういうようなことも実は考えられるのです。そのことについては説明義務みたいなものを統一したものがないと、例えば宅建取引業なんかでは重要事項説明というのがありまして、これを必ず説明しないと取引法違反になつてしまふ。世界に向かつてお金が出していくわけですから、やはり基本的な重要な事項説明みたいなものをちゃんとやらないと、相当また被害が出てくる可能性がある。それを心配し

てゐるのですけれども、そつとうことについてはどう考えておられますか。

○長野政府委員 前段の御質問でお触れになりました、いわば個人金融資産の主として小口を念頭に置いた御質問かと思いますけれども、そういう方の運用先という問題でござります。

現在、私ども問題意識を持っていますのは、日本の金融、金融といえば銀行預金といふふうなものにほとんどイコールで考えられておつた。諸外国に目を転じましたときに、個人といえども株式、債券その他もろもろの金融商品、それはプラス・マイナスがございますが、預金は安全確実だけれどもインフレには弱いとか、いろいろな組み合わせで世界じゅうの方が投資しております。そういう道をできるだけ広げていくことがこの金融システム改革の課題であろうかと存じますので、そのような方向で対応いたしたいと思います。

そうやって商品を広げてまいりますと、しかも海外の商品までということになりますと、御指摘のように、物によりましては、リターンは高いかもしれませんけれどもリスクが非常に大きいといつた商品は当然出でまいります。それに対しましては、やはりきちんと御指摘のような説明義務と申しますか、私どもの証取法の世界では適合性の原則という言い方をしておりますけれども、顧客の知識経験や財産の状況に適合した投資勧誘を行つてゐるため、外國に金利の高いのがたくさんありますよといふようなことで、個人資産をねらつて出資法違反みたいな業者が出てきて、海外へ投資をすれば非常にもうかりますよ、こういうようなことも実は考えられるのです。そのことについては説明義務みたいなものを統一したものがないと、例えば宅建取引業なんかでは重要事項説明というのがありまして、これを必ず説明しないと取引法違反になつてしまふ。世界に向かつてお金が出していくわけですから、やはり基本的な重要な事項説明みたいなものをちゃんとやらないと、相当

払つてまいりたいと思います。

○吉田(公)委員 余り聞いている人はいらない、新聞読んだりなんかして。最後ですからいつも不利な条件になつてはいるのですよ。もう聞いていいのに一生懸命言つても余り意味がありませんから、五分早いですけれども、また大臣にサービスをいたしまして、これで質問を終わらせていただきます。

○額賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○額賀委員長 この際、本案に対し、池田元久君外三名から、民主党提案による修正案が提出されています。

提案者から趣旨の説明を聴取いたします。末松義規君。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○末松委員 私は、民主党を代表しまして、本修正案を提案する理由を御説明いたします。

政府提案の外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案は、我が国が締結した条約や国連決議等の国際約束を履行する場合以外でも、国際平和のための国際的な努力に寄与するために、政府がみずから判断で外國に対して経済制裁措置をとり得るようになります。

民衆は、政府がそうした国際情勢の緊迫した状態の中で第一義的に経済制裁措置をとり得るようになるには賛成ではございますが、同時に、その政府の判断に対して行政の監視役である国会が速やかにその意思を明らかにし、行政のチェック機関としての機能を果たしていくことが、行政の民主的なコントロールを確立する上で極めて重要であると考えます。

そこで、経済制裁措置をとる場合には、速やかに了承するべきものと決しました。

○額賀委員長 起立多数。よって、本案は原案の

対し、坂井隆憲君外五名から、自由民主党、新進

にその理由を公表し、情報を広く国民に周知徹底すること、自衛隊法の防衛出動や警察法の緊急事態布告、PKOの実施計画、災害対策基本法の緊急政令の制定などに準じて、速やかに国会の事後承認を求める二点が必要であると考え、所要の手続規定を原案に追加することが修正案の提案の柱であります。さらに、本修正案施行前の既往の措置については、この修正案の規定を適用しない旨、経過措置として附則で定めることとしております。

緊急時ににおける国民のコンセンサスを重視し、国会の行政監視機能を高めようという本修正案の趣旨を御理解いただき、御賛同をよろしくお願ひいたします。

○額賀委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

○額賀委員長 原案及び修正案につきまして、日本共産党から討論の申し出がありました。理事会の協議によりまして、御遠慮願うことになりましたので、御了承をいただきたいと思います。

まず、池田元久君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○額賀委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○額賀委員長 起立多数。よって、本案は原案の

世紀の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○吉田(公)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に対応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。

一 国内金融機関の不良債権の早急、着実な処理を進め、もつて金融システムの安定性確保に万全を期すること。

一 投資家や消費者等の立場にも十分配慮しつつ、外國為替取引の自由化によつてもたらされる危険のある不正取引等を防止し、更に税に対する国民の理解と信頼が損なわれることのないよう、資料情報制度の整備等適切な対応に努めること。

一 外國為替取引の自由化等により、税制面での適切な対応が求められるとともに、国税業務の一層の国際化・高度情報化・複雑化が進み、更に事務量の増大も予想される。従つて複雑・困難でありかつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員につき、定員の一層の確保及び職場環境・機構の充実につき特段の努力を行うこと。

一 政府は、我が国が締結した条約等の国際約束を誠実に履行するため、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、本邦からの海外送金、資本取引等をしようとする者に主務大臣の許可を受ける義務を

課した場合は、速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○額賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決をいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○額賀委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。三塚大蔵大臣。

○三塚國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○額賀委員長 (賛成者起立) お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○額賀委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○額賀委員長 次回は、来る二十五日金曜午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会をいたしました。

午後五時三分散会

○額賀委員長 次回は、来る二十五日金曜午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会をいたしました。

○額賀委員長 (報告書は附録に掲載) 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案に対する修正案

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する

法律案の一部を次のよう修正する。

第十六条第一項及び第二項の改正規定中同条第二項を次のように改める。

2 政府は、前項の規定により許可を受ける義務を課した場合には、速やかに、当該許可を受けた義務を課したことについて国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認）を求めなければならない。

第十六条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定中「同条第五項」を

「同条第八項」に、「次の二項」を「次の五項」に改め、同改正規定のうち同条第四項中「前三項」を

「第一項、第四項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前一項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に

次の二項を加える。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該許可を受ける義務を解除しなければならない。

4 第一項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国の国際收支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、当該支払が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができる」ととされており、取引又は行為に係る支払である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対し支払をしようとする居住者に対し、これらの支払について、許可を受ける義務を課することができる。

第十六条の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

7 政府は、第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合には、速やかに、当該許可を受けた義務を課した理由を公表しなければならない。

第十七条の改正規定中「から第三項まで」を「

第四項又は第五項」に改める。

第二十一条に三項を加える改正規定中「三項」を「四項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第十六条第二項、第三項及び第七項の規定は、第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合について準用する。

第二十四条の改正規定中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「同条第四項から第六項まで」を「同条第五項及び第六項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第十六条第二項、第三項及び第七項の規定は、第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合について準用する。

第二十五条に一項を加える改正規定中「次の二項」を「次の二項」に改め、同条第四項の次に

一項を加える。

5 第十六条第二項、第三項及び第七項の規定は、前項の規定により許可を受ける義務を課した場合について準用する。

第二十五条に一項を加える改正規定中「次の二項」を「同条第八項」に改める。

附則第三条第一項中「この条において」を削り、「から第三項まで」を「第四項又は第五項」に改め、同条第二項中「から第三項まで」を「第四項又は第五項」に改める。

4 新法第二十五条の規定は、この法律の施行の際ににおいて、同条第四項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課した場合で、当該義務を課された同条第一項に規定する特定資本取引が旧法第二十四条第一項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課されていた同項に規定する資本取引であるときは、適用しない。

5 第七条第七号の改正規定中「から第三項まで」を「第四項又は第五項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

附則第三条第一項中「以下同じ」を「附則第七条を除き、以下同じ」に改める。

附則中第三十三条を第三十四条とし、第七条から第三十二条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の二項を加える。

第七条 新法第十六条第二項、第三項及び第七項の規定は、この法律の施行の際ににおいて、同条第一項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課した場合で、当該義務を課された支払等が旧法第十六条第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課された支払等であるときは、適用しない。



平成九年五月九日印刷

平成九年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局